

# 新河岸川流域 水循環 アクションプラン



令和5年3月

新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会

目次

1	はじめに	1
1.1	新河岸川流域の概況	1
1.2	健全な水循環系の必要性	2
1.3	新河岸川流域水循環マスタープラン	5
1.4	新河岸川流域水循環アクションプラン作成の経緯・背景	5
2	アクションプランの概要	6
2.1	アクションプランの考え方	6
2.2	アクションプランにおける取り組みの考え方	7
2.3	アクションプランの基本方針	9
2.3.1	施策の実施主体（取り組み主体）	9
2.3.2	アクションプランの目標設定	9
2.3.3	アクションプランの目標期限	9
2.3.4	取り組みの記載方法	9
2.3.5	検討単位	10
2.3.6	アクションプランの構成	11
3	概ね5年で実施する取り組みと今後の取り組み（アクションプラン）	12
3.1	新河岸川流域全体	12
3.1.1	概ね5年で実施する取り組み	12
3.1.2	今後の取り組み	21
3.2	新河岸川本川ブロック	22
3.2.1	概ね5年で実施する取り組み	22
3.2.2	今後の取り組み	31
3.3	不老川ブロック	32
3.3.1	概ね5年で実施する取り組み	32
3.3.2	今後の取り組み	40
3.4	柳瀬川・砂川堀ブロック	41
3.4.1	概ね5年で実施する取り組み	41
3.4.2	今後の取り組み	55
3.5	黒目川ブロック	57
3.5.1	概ね5年で実施する取り組み	57
3.5.2	今後の取り組み	66
3.6	白子川ブロック	68
3.6.1	概ね5年で実施する取り組み	68
3.6.2	今後の取り組み	78
3.7	新河岸川流域水循環アクションマップ	80
4	フォローアップ	81
4.1	目的	81
4.2	モニタリングの種類	81
4.3	モニタリング結果の報告及び計画の更新	83
4.4	今後の課題	85

# 1 はじめに

## 1.1 新河岸川流域の概況

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持つ流域面積 411km<sup>2</sup>（村山・山口貯水池流域 21km<sup>2</sup>を含む）、幹川流路延長 34.6km の一級河川です。新河岸川流域は網目模様の流域であり、武蔵野台地や狭山丘陵から流れを発生させた数多くの分流が、不老川、柳瀬川、黒目川、白子川等の支川と合流した後、東京都北区志茂地先で隅田川となって東京湾に注いでいます。

新河岸川流域は湧水が豊富な地域です。武蔵野台地を白子川や黒目川などの河川が削ってできた崖（帯水層）から湧水がよく出てきています。川が浸食しているため崖は連続した地形となります。連続している崖の様子は崖線と呼ばれます。崖線には水や緑が多く、まちなオアシスとなっています。

また、新河岸川流域は台地と低地の大きく 2 つに分類できます。台地では畑や森林が残っていますが、新河岸川下流部の低地では都市化が進行しています。一方、新河岸川上流部左岸側の低地には水田が多く残っている等、地域によって特徴が異なります。

新河岸川流域の約 75%は透水性に富んでいる関東ローム層で覆われています。昭和 30 年代後半から流域の市街化が進んでおり、保水機能を有していた上流支川の台地上の山林や畑地、及び自然の遊水機能を有していた中・下流の河川沿いの水田・畑地でも市街化率が上昇し、人口も増加しています。

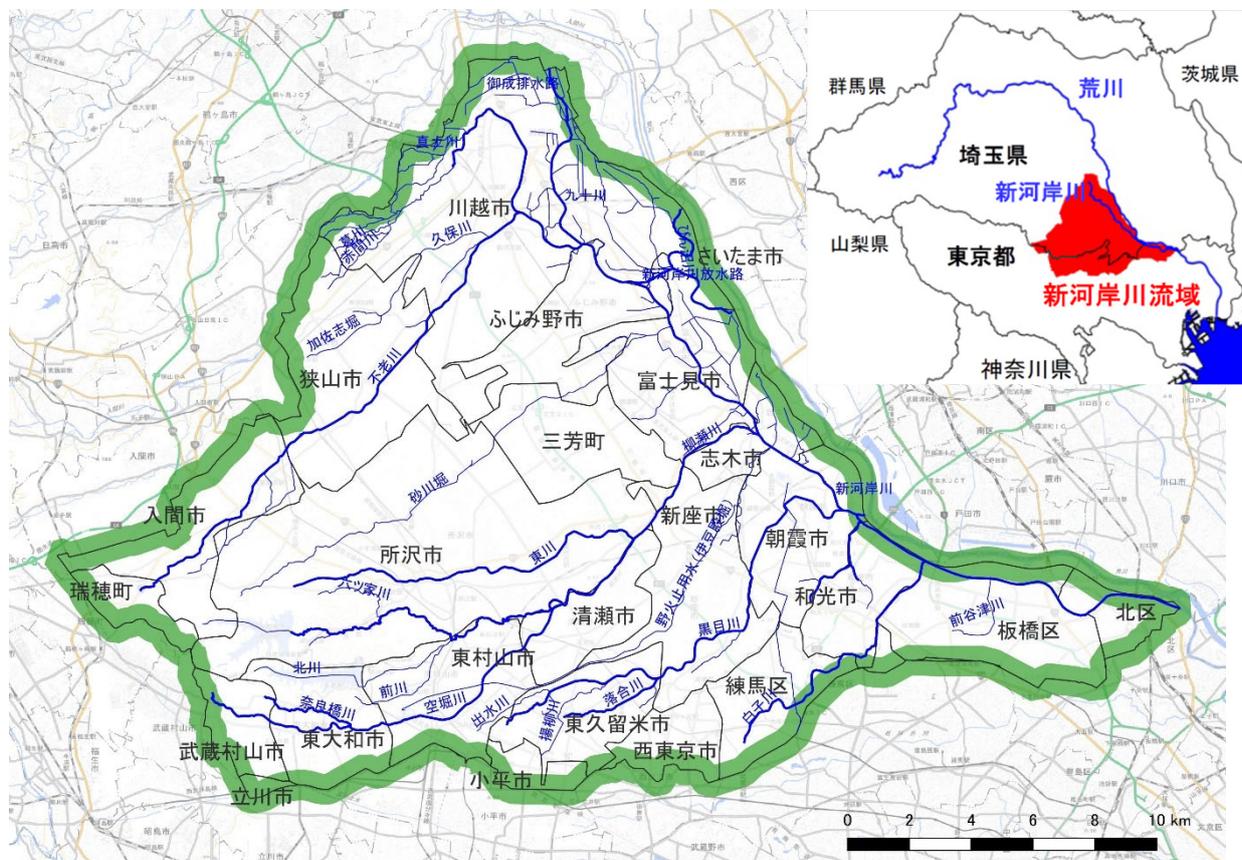


図 1-1 新河岸川流域の概要

背景出典：国土地理院発行淡色地図タイトル

## 1.2 健全な水循環系の必要性

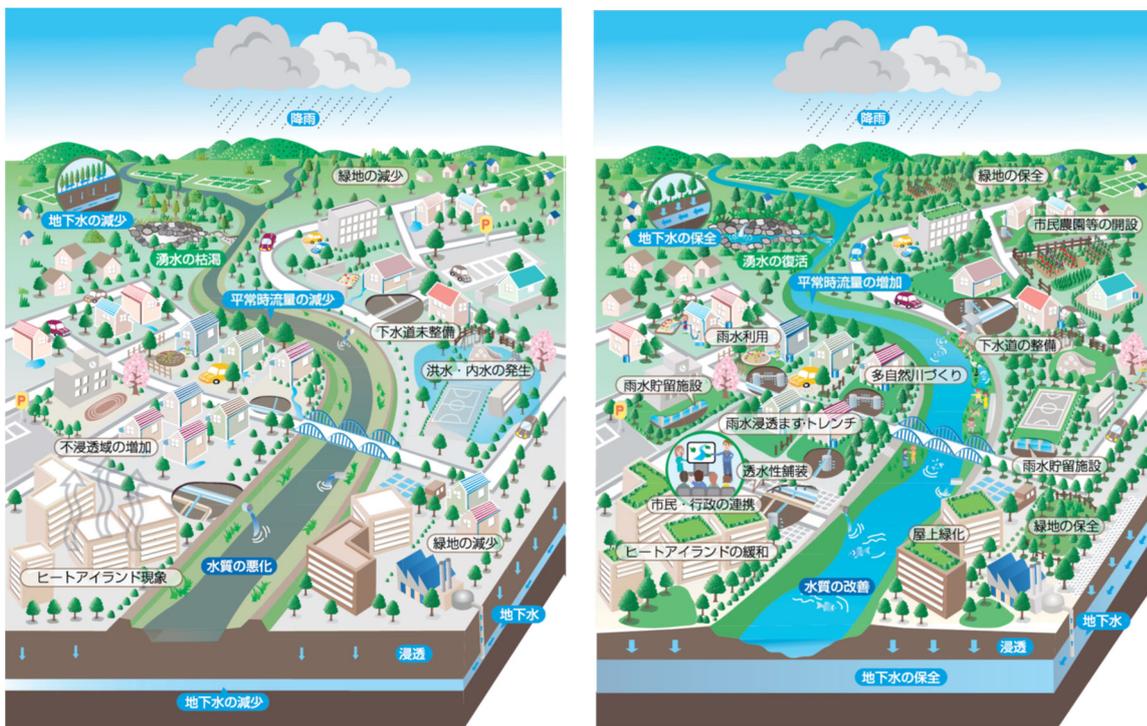
新河岸川流域では、近年、都市開発が進むにつれて、家屋や舗装された道路などの雨水が地面にしみ込みにくい面積が増大して、従来は土にしみ込んでゆっくり河川に流出していた雨水が一気に河川に排水されるため、地下にしみこむ量が減少し、地下水位の低下や湧き水の量が減るなどの現象が生じています。特に都市部では、豪雨があると排水できなくなったり、河川の水があふれたりする恐れが大きくなっています。また一方では、平常時の流量は減少する傾向にあり、親水空間としての河川の機能は失われつつあります。

地下水の低下は湧水の危険を増すばかりでなく、緑地、街路樹などの潤いを失わせ、気温上昇、乾燥化などの都市気候の変化をもたらし、ヒートアイランド現象の一因にもなっています。

さらに、自然系の水循環の変化ばかりでなく、都市化に伴う人口の増加に呼応して、流域外からの導水量の増加や河川・湖沼の水質の悪化など、上下水道に係わる人工系の水循環も都市の水環境に影響を及ぼしています。

これら自然系と人工系の水循環の変化が都市の水環境の悪化を招いており、我々をとりまく水の循環を本来のあるべき姿に改善することが、ひいては都市の水環境問題を解決することにつながるものと考えます。

改善にあたっては、流域や河川での取り組みが多岐にわたることから、流域のあらゆる関係者（市民、行政、企業等）が連携・協働して行うことが重要です。



(取り組みを行わない場合)

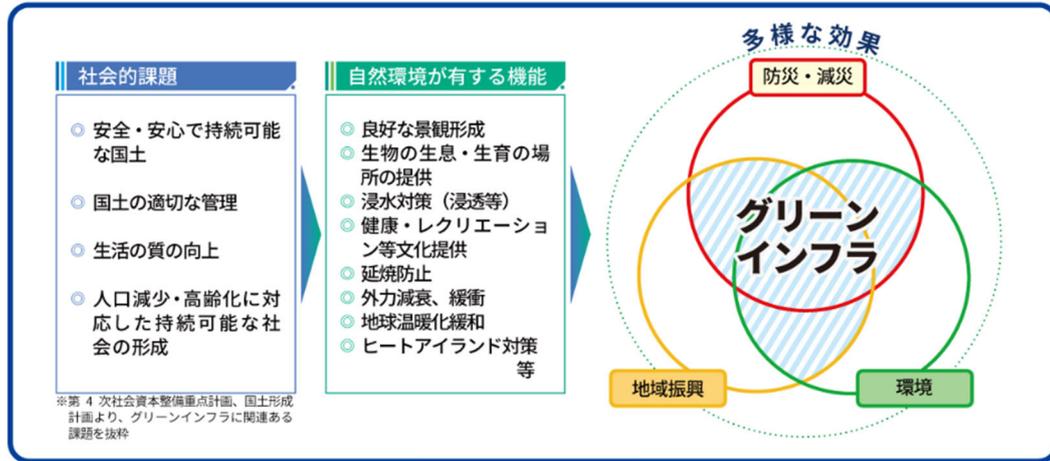
(取り組みを行った場合)

図 1-2 健全な水循環系の実現イメージ



## ＜ グリーンインフラについて ＞

グリーンインフラとは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です。



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

【図】グリーンインフラの考え方

### I 雨水貯留・浸透等による気候変動・防災・減災に関するプロジェクト

歩道の透水性・保水性舗装、植樹ます

雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へ浸透させ、水質浄化や修景機能も併せ持つ「雨庭」



### II 戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成に関するプロジェクト

琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として公園を整備

地域住民による緑地の管理



出典：国土交通省 HP

### 1.3 新河岸川流域水循環マスタープラン

新河岸川流域水循環マスタープラン（以下、マスタープラン）は、新河岸川流域の健全な水循環系の実現に向けた基本方針や取り組むべき方策が示されており、平成28年から3年を要して完成しました。これだけの長い期間がかかったのは、流域の水循環系に係わっている多数の行政部門間の連携・協働ならびに地域住民の意見の反映が不可欠であったからです。

マスタープランでは、目指す「望ましい流域像」として、“人と水とみどりがつながりあう魅力ある流域づくり”を計画理念として掲げています。この計画理念には、人が新河岸川流域に訪れ、住みたくなるような魅力ある流域を目指して、人々が理解・協力しあい、やりがいをもって取り組むこと、またこの取り組みを通じて、人々の絆がますます深まり、将来にも引き継ぐことが可能となることの思いが込められています。



図 1-3 新河岸川流域水循環マスタープラン

### 1.4 新河岸川流域水循環アクションプラン作成の経緯・背景

マスタープランで示された枠組みに基づき、平成31（令和元）年度より、マスタープランを具体的な行動に移していくために新河岸川流域水循環アクションプラン（以下、アクションプラン）の検討を重ねてきました。検討体制は、マスタープランの検討時と同様に、市民、行政、学識者からなる検討委員会、行政の組織である行政作業部会、市民の組織である市民懇談会で構成し、互いに情報を共有しながら理想の実現のための取り組むことを議論してきました。

具体の取り組み施策については、行政、市民へのアンケートやインタビューを重ね、合意に至ったものを取りまとめました。



図 1-5 現地見学会の開催

また、各ブロックで市民自身が流域の良い場所、気になる場所を巡る見学コースを作成して見学会を行い、流域の水循環の実態や課題に対する理解を深めました。

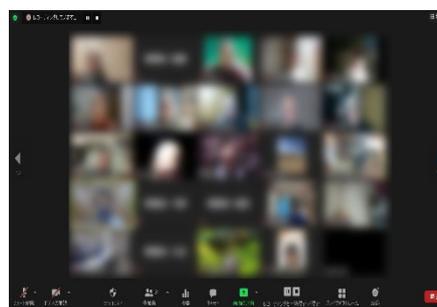


図 1-4 市民懇談会の開催

## 2 アクションプランの概要

アクションプランは市民と行政の双方からいただいた意見や事例を踏まえて作成しました。アクションプランでは、できるところから始め、試行的に実施しながら、結果を見て軌道修正を行う考え方で作成されています。

したがって、継続的に行政と市民で情報交換を行うとともに、数年ごとにプランの見直しを行い、必要に応じて随時改定する性格のものです。アクションプランの策定にあたっては、官民の連携・協働を意識して、市民参加を促す取り組み、市民が自ら行う取り組みなど、市民の協力を前提として、みんなで取り組むためのアクションプランとなるように留意しています。

### 2.1 アクションプランの考え方

アクションプランは、マスタープランで掲げた基本方針、計画目標の実現にむけた道筋や手段を、新河岸川流域全体、本川、支川ごとにグループ分けしてとりまとめており、「どこで、だれが、何に取り組むのか」について明解に記載することを念頭に作成しました。



図 2-1 新河岸川流域水循環マスタープランの計画体系

## 2.2 アクションプランにおける取り組みの考え方

アクションプランは、目標達成までのすべてを記載したものではなく、毎年の進捗確認と5年を目処に見直すことを前提として策定しています。

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」のPDCAサイクルを繰り返すことで、適宜実行計画を見直し、新河岸川流域が理想とする水環境を目指していきます。

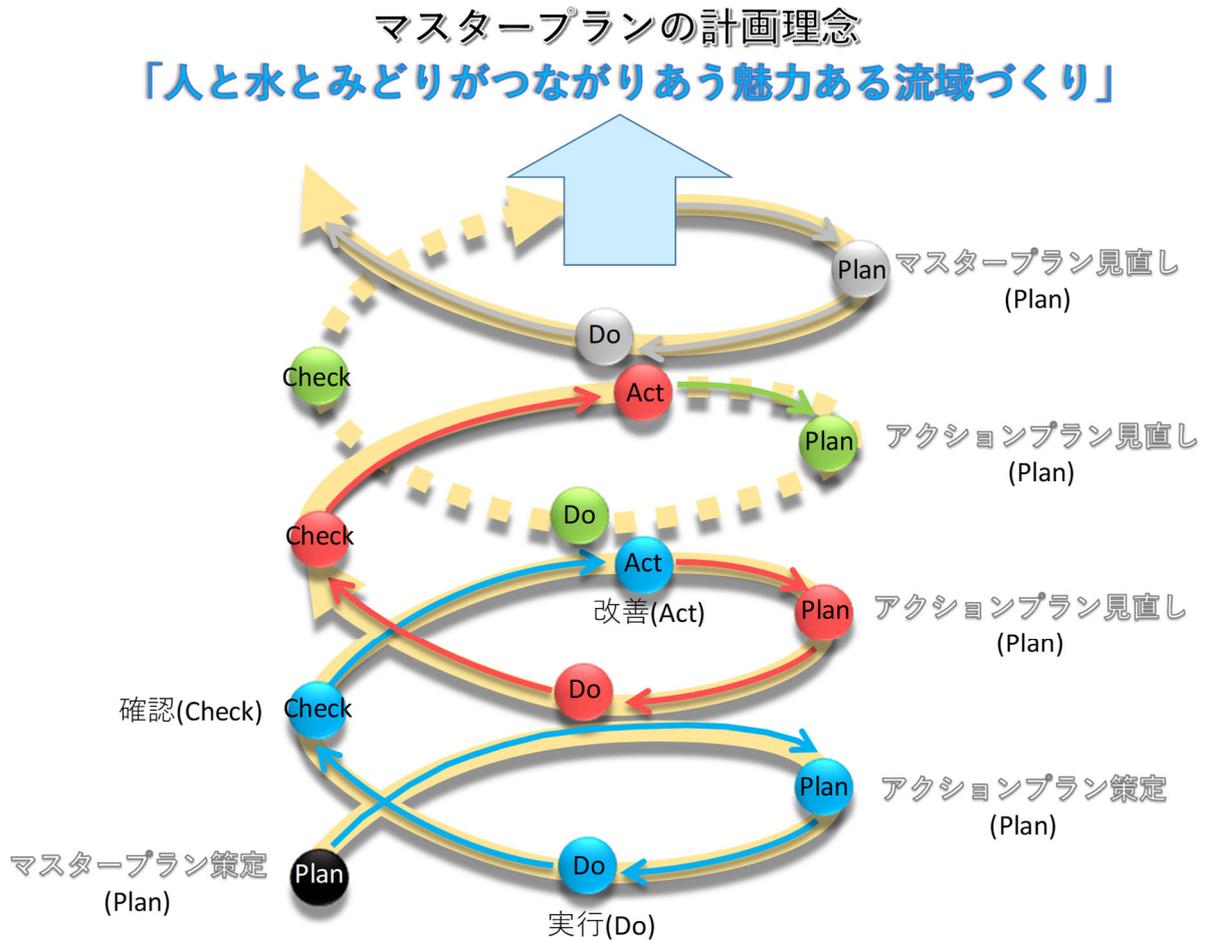


図 2-2 新河岸川流域水循環アクションプランのフォローアップイメージ

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

### 【アクションプランの策定】

- マスタープランで設定した計画理念を実現するため、具体的な各種施策等を定めた実行計画であるアクションプランを策定します。アクションプラン策定にあたっては、マスタープラン検討委員会を基本とした「新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会」を設立します。
- アクションプランでは行政（国、都県、市区町）や市民団体等の各実施主体がそれぞれ『だれが、なにを目標に、いつごろまでに、なにをする』を可能な限り記載します。
- 新河岸川流域全体や支川ブロック毎に、その現状や課題を踏まえ、取り組むべき各種施策等を位置付けます。

### 【アクションプランの実行】

- アクションプランで定めた各種施策等については、行政や市民団体等の各実施者が実行します。

### 【アクションプランのモニタリング】

- アクションプランに位置付けられた各種施策等の進捗状況を把握するための体制を構築し、その状況について共有します。
- モニタリング結果は、将来計画であるマスタープランとの整合や有識者の意見を踏まえながら、適宜分析・評価し、流域等の状況に応じてアクションプランの見直しを検討していきます。

図 2-3 フォローアップの具体的取り組み方針

## 2.3 アクションプランの基本方針

### 2.3.1 施策の実施主体（取り組み主体）

施策の実施主体（取り組み主体）は、行政機関、市民及び市民団体、企業をはじめとする流域のあらゆる関係者です。

マスタープランの計画理念の実現に向けては、行政機関、市民及び市民団体、企業が個々に取り組むだけでなく、連携・協働し、流域一体となった取り組みが必要です。



図 2-4 取り組み主体と連携・協働のイメージ

### 2.3.2 アクションプランの目標設定

アクションプランでは、マスタープランの基本方針及び計画目標に基づいて、効果が目に見えるような身近な目標、取り組みやすい目標を設定しました。

### 2.3.3 アクションプランの目標期限

アクションプランの目標期限は“概ね5年”です。

### 2.3.4 取り組みの記載方法

アクションプランの目標達成に向けて、実施する取り組みを可能な限り具体的に記載しました。行政機関や市民団体へアンケートや聞き取り調査を行い、取り組みを整理しました。併せて、取り組みの連携状況及び実施段階も整理しています。

取り組みの連携状況は、市民が主体となる取り組み、行政が主体となる取り組みで分類しています。

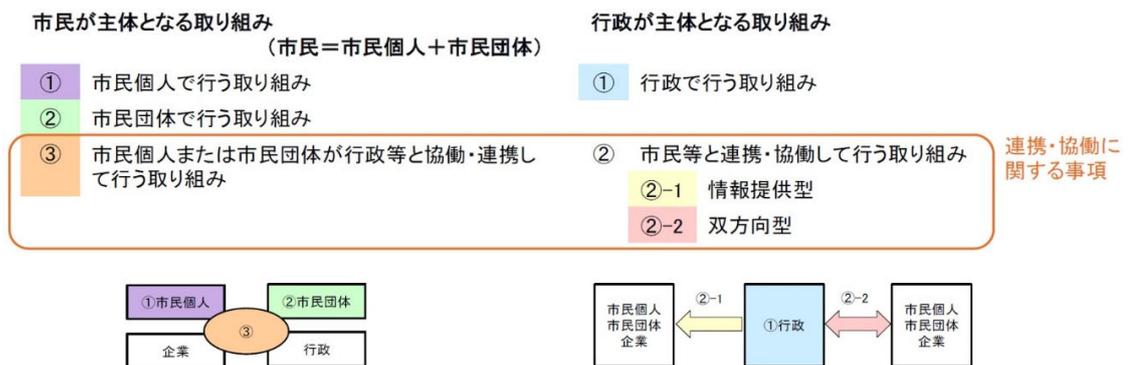


図 2-5 取り組みの連携状況の分類

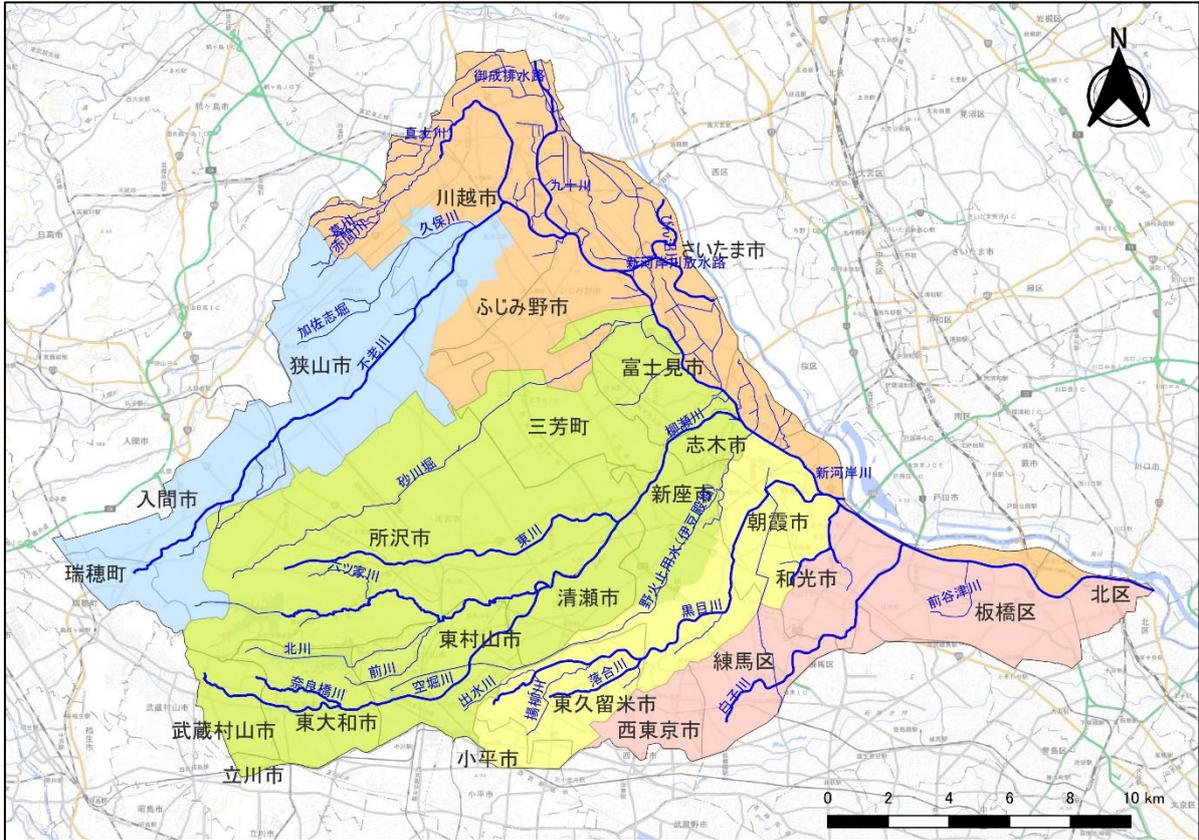
取り組みの実施段階は、行政が主体となる取り組みのみで分類しています。

- ★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する
- ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する
- ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する

図 2-6 取り組みの実施段階の分類

### 2.3.5 検討単位

マスタープランでは新河岸川流域を新河岸川流域全体・本川及び4つの支川ブロック（不老川、柳瀬川・砂川堀、黒目川、白子川）の計5ブロックとしていた。アクションプランでは新河岸川流域全体・本川を新河岸川流域全体と新河岸川本川の2ブロックに分けることで、計6ブロックとして検討しています。



<p><b>新河岸川流域全体</b> (自治体) 東京都、埼玉県</p>	<p><b>新河岸川本川ブロック</b> (主な河川) 新河岸川、九十川 新河岸川放水路など (自治体) 北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市</p>
<p><b>不老川ブロック</b> (主な河川) 不老川など (自治体) 瑞穂町、川越市、狭山市、入間市</p>	<p><b>柳瀬川・砂川堀ブロック</b> (主な河川) 柳瀬川、空堀川、東川、砂川堀雨水幹線など (自治体) 東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町</p>
<p><b>黒目川ブロック</b> (主な河川) 黒目川、落合川、越戸川など (自治体) 東久留米市、小平市、朝霞市、新座市</p>	<p><b>白子川ブロック</b> (主な河川) 白子川、前谷津川、出井川 (自治体) 練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市</p>

図 2-7 アクションプランでのブロック分割

背景出典：国土地理院発行淡色地図タイル

## 2.3.6 アクションプランの構成

アクションプランは4章で構成されています。

「1章 はじめに」、「2章 新河岸川流域水循環アクションプランの概要」では、新河岸川流域の概況やマスタープラン及びアクションプランについて記載しています。

「3章 概ね5年で実施する取り組みと今後の取り組み（アクションプラン）」では、現状を踏まえた、概ね5年で実施する取り組みと今後の取り組みをブロック別、取り組み主体別に記載しています。ここで、「概ね5年で実施する取り組み」とは現在の取り組みを継続的に行うものや新たに取り組みを行うもの、「今後の取り組み」とは今後、具体化し取り組みを行っていききたいもの、として区別しています。取り組み主体は、市民が主体となる取り組みと行政が主体となる取り組みの2つに分類しています。ここで、「市民」とは市民個人と市民団体を指します。また、企業の取り組みは参考資料に整理しています。

「4章 フォローアップ」では、マスタープラン及びアクションプランを推進していくためのフォローアップの目的や進め方を記載しています。

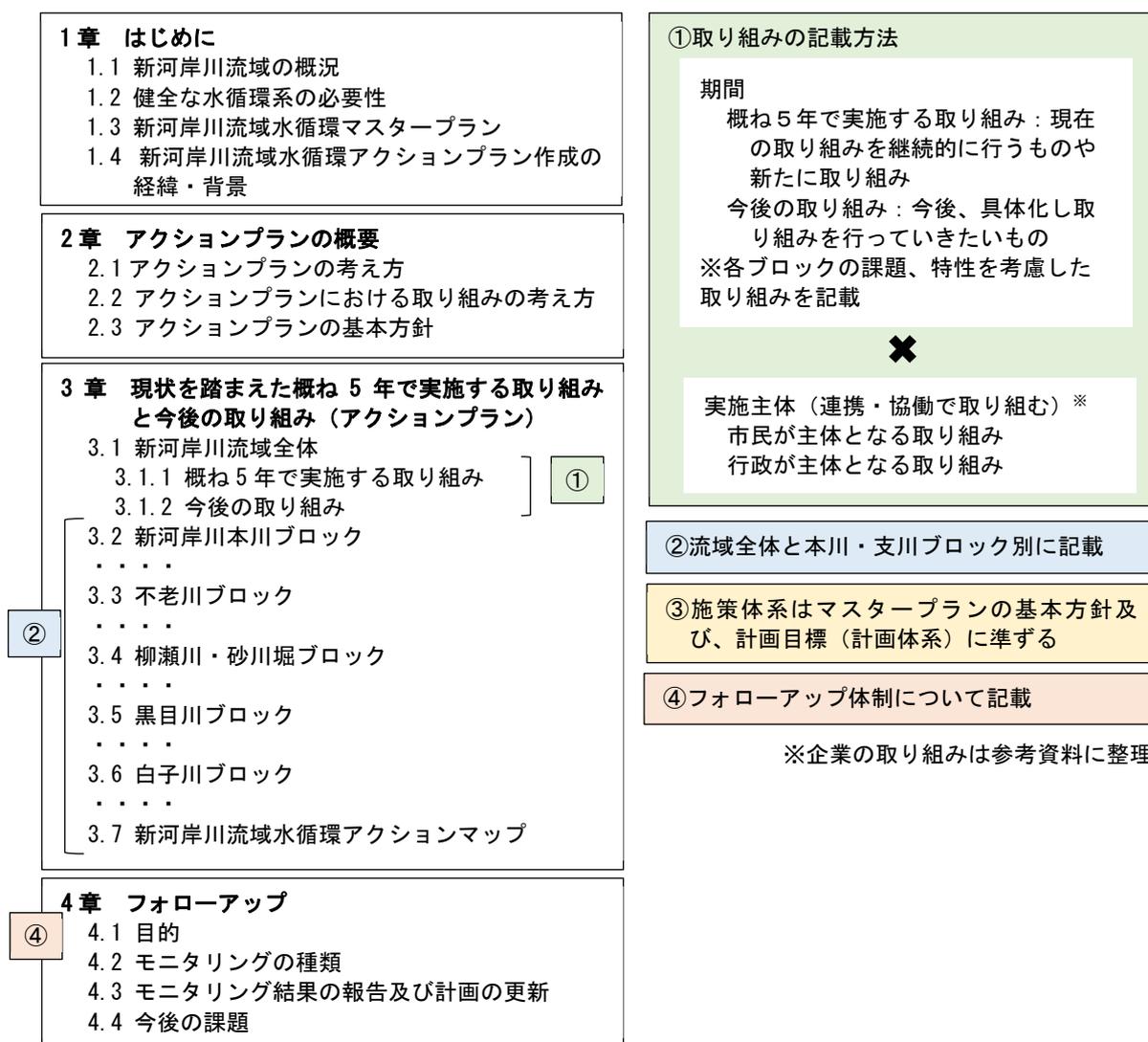


図 2-8 アクションプランの構成

### 3 概ね 5 年で実施する取り組みと今後の取り組み（アクションプラン）

#### 3.1 新河岸川流域全体

##### 3.1.1 概ね 5 年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね 5 年後までに実施する取り組みを、新河岸川流域全体で設定しました。

##### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-1 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会 経済被害を極力 軽減する安全・安 心な社会の構築	① 総合治水対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・上流左岸の低地には水田と畑が多く残る</li> <li>・下流域は市街化が進展している</li> <li>・表面中間流出 43%、地下水涵養 24%、蒸発散 32%</li> <li>・市街化率 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社 会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全 され人間社会の 営みとの適切な バランスを保つ た水循環系の実 現	③ 地下水涵養の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量確保</li> <li>・市街化率 69%</li> </ul>
	④ 適正な水利用 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量確保</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> <li>・高度処理水が還元されている</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らか なながれの確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量の確保</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> </ul>
3. 流域の水辺に多 くの市民が集う 水辺環境や自然 環境の形成	⑥ 市民が集う水 辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用）</li> </ul>
	⑦ 多自然川づく りの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・水質維持、向上</li> </ul>
4. 人と人が水を通 じてつながりあ う社会の構築	⑧ 連携・協働、市 民参加、環境学 習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用）</li> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	新河岸川本川、流域全体
治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 床上浸水 797 棟、床下浸水 1,693 棟（近 5 年間）</li> <li>■ 新河岸川全体の合計値。</li> <li>■ 内水による浸水被害が多いが、H28 年台風 9 号によって流域内の支川で溢水や護岸崩壊も発生した。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 流域全体の市街化率 69%</li> <li>■ 本川の上流左岸の低地には水田が多く残されている。</li> <li>■ 本川の下流域では市街化が進展している。</li> </ul>
水収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表面・中間流出 43、地下水涵養 24、蒸発散 32 ※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</li> <li>■ 新河岸川流域全体の割合。</li> <li>■ 流域全体として、地下水涵養量の回復が重要となる。</li> </ul>
平常時の水量	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新河岸川本川比流量 0.10m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>（近 5 年間）</li> <li>■ 本川では、下水道普及による流量減少の傾向は見受けられない。これは、新河岸川上流水再生センターで放流されるためと推察される。</li> <li>■ 本川上流では、昭和後期や平成初期はやや水量が多い時期もあったが、平成 10 年頃以降ほぼ一定。</li> </ul>
河川水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ BOD1.5 mg/L、COD4.0 mg/L（旭橋、近 5 年間の 75%値）</li> <li>■ BOD2.3 mg/L、COD4.7 mg/L（いろは橋、近 5 年間の 75%値）</li> <li>■ 本川の水質は全川を通して大幅に改善。</li> <li>■ 下水道の普及に伴い水質が改善したが、下水道整備が完了したことで近 5 年程度の水質は横ばい。</li> </ul>
親水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本川沿いで親水施設が整備されている箇所がある。</li> </ul>
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河岸場跡や舟問屋の文化財等が多く残されており、地域のシンボルとなっている。</li> <li>■ 舟運を観光としている自治体もある。</li> </ul>

図 3-1 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-2 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（1/2）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	①総合治水対 策の推進	a 雨水貯留・浸透 施設の普及 b 自然地の質の 向上 c 内水氾濫の軽 減	1	市民	a 個人宅において、雨水浸透ますの 設置や宅地内貯留をおこない、その 普及に努めます。	良好な状態 の継続
			2		a,c 設置された雨水浸透ます等のメ ンテナンスを推進します。	設置および 継続的な維 持管理
			3		b 緑地等を保全・清掃します。	継続的実施
			4		c 住宅の周辺など身近な側溝等を清 掃します。	設置および 継続的な維 持管理
	②水防災意識 社会の実現	d 洪水時の安全 な避難確保	5		d 避難行動を的確に行うためのマイ タイムラインを作成します。	実施と定期的 な確認
			6		d 気象情報や水位情報等のリスク情 報を収集します。	平常時から の実施
			7		d ハザードマップを市民自ら確認しま す。	平常時から の実施
			8		d 家族や仲間で避難について話し合 い、洪水時の安全な避難確保に取組 みます。	定期的な確 認、実施
			9		d 水害を想定した避難訓練に参加し ます。	継続参加、 家族、知人 等のお誘い
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	f 自然地の質の 向上	10	f 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続	
	④適正な水利 用の推進	e 地下水の保持 g 雨水の利用促 進 h 節水の推進	11	e,g,h 米のとぎ汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			12	e,g,h 災害への備えおよび節水とし て、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			13	g 雨水タンクを設置する等、雨水の 利用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理	
			14	h 節水型の製品(シャワー、トイレ、 洗濯機など)を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
	⑤豊かで清らか ながれの確保	i 河川水量・水質 の保全	15	i 川の水量・水質の一斉調査に参加 し、その保全・向上にも取組みます。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
			16	i 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
			17	i 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。	継続的実施	
			18	i 除草剤などの使用を適正に行う 等、水質の保全に努めます。	継続的実施	

表 3-3 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（2/2）

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	j 河川を中心とした景観形成	19	市民	j,k 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
		k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全	20		k,l 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
	⑦多自然川づくりの推進	k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全	21		k,l 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	m 川への関心向上 n 河川環境教育の推進 o 市民団体の連携・協働 p 市民と行政、企業の連携・協働 q 水循環に関する意識の醸成 r 水害を想定した避難訓練の推進	22		l 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
			23		m 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			24		m,n,p 川まつり、川下り等、川に関するイベントの企画・開催について考えます。	継続実施
			25		m 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
			26		m,n,o 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			27		m,n,o 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			28		p 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			29		q 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			30	q 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			31	r 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	

表 3-4 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（1/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する				
		双方向型	★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する				
							☆☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 土地利用の規制、誘導(宅地造成の抑制等) b 雨水貯留・浸透施設の普及 c 超過洪水(気候変動による大雨)への適応策 d 河川、水路の改修 e 河川の堆積土砂・ヘドロ等の抑制 f ハザードマップの作成・周知・見直し	1	埼玉県	a 市街化調整区域における土地利用の方針として、土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域について、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じることとします。	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マス)の変更	★★☆
			2	東京都	b 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を促進します(総合治水対策協議会の運営、開発時における指導)。対策強化流域(白子川・柳瀬川流域)においては、民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置について助成を行う区市町への補助を行います。	継続実施	★★☆
			3	東京都	b 「水の有効利用促進要綱」に基づき、一定規模以上の建築物又は開発事業を計画されている事業者へ、雑用水利用・雨水利用・雨水浸透など、水の有効利用と雨水浸透への協力をお願いします。	継続実施	★★☆
			4	埼玉県	b 貯留浸透ますを設置します。	継続実施	★★☆
			5	東京都、埼玉県	c 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針を実行します。(東京都、埼玉県それぞれの取り組み方針の実行)	継続実施	★★☆
			6	東京都、埼玉県	d 河川整備計画に基づき河川整備をします。	継続実施	★★☆
			7	東京都、埼玉県	e 河道掘削、樹木伐採による河積阻害の抑制および堆積土砂・ヘドロの浚渫をします。	適宜実施	★★☆
	②水防災意識社会の実現	g 情報収集・連絡体制の整備 h 避難行動を促すためのリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信体制構築(水位計の設置等を含む) i 防災教育・河川環境教育 j 河川施設の役割について地域住民の理解を深める活動 k 堤防復旧、排水活動の各種計画策定	8	東京都	f 浸水予想区域図を作成し公表します。	継続実施	★★☆
			9	埼玉県	f 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(県管理河川)を公表します。	継続実施	★★★
			10	東京都、埼玉県	g 水位周知情報・洪水予報の伝達方法の整理及び効率化を図ります。また、水防計画による連絡体制を構築します。	継続および適宜見直し	★★☆
			11	東京都	h 雨量・河川水位等(洪水情報)を提供します。	継続実施	★★☆
			12	東京都、埼玉県	i,j 水防災に関する出前講座を実施します。(依頼時に対応)	適宜実施	★★☆
			13	東京都	i,j 総合治水推進週間に河川、下水道、流域対策の施設見学会を実施します。また、動画で河川施設の紹介および水防災意識の啓発を行います。	継続実施	★★☆
			14	東京都、埼玉県	k 水防計画を作成し、公表します。	毎年更新	★★☆

表 3-5 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（2/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
					★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する		
					★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する		
					★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保つた水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	l 雨水浸透施設の普及 m 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化	15	東京都	l 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を促進します(総合治水対策協議会の運営、開発時における指導)。対策強化流域(白子川・柳瀬川流域)においては、民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置について助成を行う区市町への補助を行います。	継続実施	★★☆
			16	東京都	l, n 「水の有効利用促進要綱」に基づき、一定規模以上の建築物又は開発事業を計画されている事業者へ、雑用水利用・雨水利用・雨水浸透など、水の有効利用と雨水浸透への協力をお願いします。	継続実施	★★☆
			17	埼玉県	l 貯留浸透ますを設置します。	継続実施	★★☆
			18	東京都	m 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づき、動力を用いる揚水施設から区市等に提出された「地下水揚水量報告書」を情報提供いただき、集計して東京都環境局HPで公表します。	継続実施	★★☆
			19	埼玉県	m 定期的な地下水位の観測、水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			20	埼玉県	m 工業用水法・ビル用水法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき地下水採取を規制します。(関東平野北部地盤沈下対策要綱の埼玉県保全地域)	継続実施	★★☆
	④適正な水利 用の推進	n 雨水の利用促進 o 節水の推進・意識啓発	21	埼玉県	n, o 県広報紙、ホームページを通じた雨水活用、節水広報を実施します。	継続実施	★★☆

表 3-6 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（3/5）

		行政で行う取り組み 情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保つた水循 環系の実現	⑤豊かで清らか なながれの確保	p 河川流量の確保・水質の保全 q 湧水の保全 r 瀬切れ対策 s 合併処理浄化槽の推進 t 工場排水の規制、監視の強化（企業の環境活動の推進） u 生活排水対策の推進（浄化槽の維持管理の啓発・補助など）	22	埼玉県	p 水質汚濁防止法による排水規制より厳しい基準を条例により制定し、指導します。また、小規模な事業所についても油水分離槽等の排水処理施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			23	埼玉県	p 定期的な流量観測を実施します。	継続実施	★★☆
			24	埼玉県	p 水質汚濁防止法に基づく、水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			25	埼玉県	q 湧水地の現地調査及び水質分析を行います。	継続実施	★★☆
			26	埼玉県	r 高度処理した下水処理水を不老川へ送水します。	継続実施	★★☆
			27	埼玉県	s 単独処理浄化槽及びびくみ取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する際に補助金を交付します。	令和7年度に生活排水処理率100%	★★☆
			28	埼玉県	t 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行います。	継続実施	★★☆
			29	埼玉県	u 浄化槽新設者への訪問啓発、回覧板・広報紙等を用いた啓発、法定検査受検案内（通知等）の実施、中規模浄化槽や補助浄化槽への法定検査・受検指導を行います。	法定検査受検率の向上	★★★

表 3-7 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（4/5）

		行政で行う取り組み 情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	v 河川を中心とした景観形成 w 河川流量の確保・水質の保全 x 水辺へのアクセスの整備 y 市民・市町村・河川管理者が一体となつての川沿いのまちづくり z 矢板護岸・不法占有の対策	30	東京都	v 管理用通路や旧川整備箇所等の流水に影響のない範囲に生育する樹木について、剪定など適正に維持管理します。	継続実施	★★☆
			31	埼玉県	v 河川敷におけるゴミの撤去を進めるとともに、ゴミの不法投棄削減のための注意看板を設置します。	継続実施	★★☆
			32	埼玉県	v 河川事業に伴う代替候補地について、用地に余裕がある場所などを整理します。	継続実施	★★☆
			33	埼玉県	v 河畔林を保全します。	継続実施	★★☆
			34	埼玉県	v 自然の力によって瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮した整備を検討します。	継続実施	★★☆
			35	東京都、埼玉県	w 河道掘削、樹木伐採による河積阻害の抑制および堆積土砂・ヘドロの浚渫をします。	適宜実施	★★☆
			36	埼玉県	w 定期的な流量観測を実施します。	継続実施	★★☆
			37	埼玉県	w 水質汚濁防止法に基づく、水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			38	埼玉県	w 水質汚濁防止法による排水規制より厳しい基準を条例により制定し、指導します。また、小規模な事業所についても油水分離槽等の排水処理施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			39	埼玉県	x 管理用通路、親水広場の整備を検討します。	継続実施	★★☆
			40	埼玉県	y 「かわまちづくり」の実現に向けた必要なソフト支援を行います。	継続実施	★★☆
			41	埼玉県	z 河川パトロールを実施します。	継続実施	★★☆
			42	埼玉県（さいたま市と協働）	桜並木の維持管理（びん沼川）を行います。	継続	★★☆
				⑦多自然川づくりの推進	A 生きものの生息・生育環境に配慮した河川整備	43	埼玉県

表 3-8 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体 (5/5)

		行政で行う取り組み					
		情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する				
		双方向型	★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する				
			★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	B 川への関心向上	44	東京都	B 東京都下水道局ホームページで、広報・教育・見学の項目を設置し、下水道の仕組み等について紹介します。	継続実施	★★☆
		C 市民と行政の意見交換の場の開催	45	東京都	B シンポジウム等を実施します。	継続実施	★★☆
		D 市民・市民団体・企業と行政との協働	46	東京都	B 河川事業に関する子供向けパンフレットを作成します。	適宜実施	★★☆
		E 上流域と下流域の市民の交流	47	埼玉県	C,D,E,F 新河岸川流域川づくり懇談会を開催します。	継続実施	★★☆
		F 行政間の連携の充実	48	東京都、埼玉県	F「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災対策協議会を実施します。	継続実施	★★☆
		G 市民団体同士の交流の促進	49	東京都、埼玉県	F 埼玉県・東京都で実施する会議等の機会を通じて河川整備の情報共有と連携を行います。	継続実施	★★☆
		H 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援	50	埼玉県	G 川の再生交流会を開催します。	継続実施	★★☆
		I 水循環・水環境の状態に関するデータ・情報の公開	51	東京都、埼玉県	H 川まつり等のイベントにおける河川敷の使用許可および後援を行います。	継続実施	★★☆
		J 水循環、河川整備の認知向上	52	埼玉県	H 川の国応援団制度を活用した市民活動への支援を実施します。(資材の貸出・提供、環境学習の講師派遣等)	川の国応援団への支援件数300件	★★☆
			53	埼玉県	I 定期的な流量観測と、水質汚濁防止法に基づく、水質の調査データを公開します。	継続実施	★★☆
			54	東京都	J 工事情報を、流域連絡会やHPにより周知する等、情報公開の多様な手段を検討します。	継続実施	★★☆
			55	東京都、埼玉県	D 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆

### 3.1.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-9 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川流域全体

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	—
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。 ・固有種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。

表 3-10 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川流域全体

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	・行政・市民各々で流出抑制対策の更なる推進を目指す。また、水害リスク情報周知ツールを共有するほか、防災意識向上のため「出前講座、小中学校を対象とした防災教育支援」を推進していきます。
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	・環境と人の営みの適正なバランスを保った水循環系を実現するため、グリーンインフラの整備を推進していきます。 ・清瀬水再生センターの設備の再構築に合わせ、窒素やリンをより多く削減する高度処理の整備を推進していきます。
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	・人々が憩う身近な水辺環境をつくるため、「水辺の交流イベント」を充実させていきます。 ・ボランティア活動等、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。 ・施設の改修や修繕のタイミングに合わせて生態系に配慮した工夫を検討していきます。 ・カワセミ等の営巣が確認されている箇所では、生物環境に配慮した整備を検討していきます。 ・施設整備に合わせて管理用通路や、可能な範囲で親水護岸等の整備を実施していきます。 ・清水富士見緑地の樹木生育状況について経過観測しながら、東京都と地元市が連携し対応の必要性を検討していきます。
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	・ブロックの水循環に対する課題を共有できる人を増やすため、周知資料を作成し、行政内他部局や近隣住民に周知活動を実施し、「協議ができる人の育成と場の設立」を目指していきます。 ・ボランティア活動等、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。

### 3.2 新河岸川本川ブロック

#### 3.2.1 概ね5年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを、新河岸川本川で設定しました。

#### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-11 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの「特徴と現状の課題」（再掲）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・上流左岸の低地には水田と畑が多く残る</li> <li>・下流域は市街化が進展している</li> <li>・表面中間流出 43%、地下水涵養 24%、蒸発散 32%</li> <li>・市街化率 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量確保</li> <li>・市街化率 69%</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量確保</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> <li>・高度処理水が還元されている</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・支川の水量の確保</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・支川の水質維持、向上</li> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用）</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・水質維持、向上</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用）</li> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	新河岸川本川、流域全体
治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床上浸水 797 棟、床下浸水 1,693 棟（近 5 年間）</li> <li>■新河岸川全体の合計値。</li> <li>■内水による浸水被害が多いが、H28 年台風 9 号によって流域内の支川で溢水や護岸崩壊も発生した。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■流域全体の市街化率 69%</li> <li>■本川の上流左岸の低地には水田が多く残されている。</li> <li>■本川の下流域では市街化が進展している。</li> </ul>
水収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>■表面・中間流出 43、地下水涵養 24、蒸発散 32 ※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</li> <li>■新河岸川流域全体の割合。</li> <li>■流域全体として、地下水涵養量の回復が重要となる。</li> </ul>
平常時の水量	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新河岸川本川比流量 0.10m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>（近 5 年間）</li> <li>■本川では、下水道普及による流量減少の傾向は見受けられない。これは、新河岸川上流水再生センターで放流されるためと推察される。</li> <li>■本川上流では、昭和後期や平成初期はやや水量が多い時期もあったが、平成 10 年頃以降ほぼ一定。</li> </ul>
河川水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>■BOD1.5 mg/L、COD4.0 mg/L（旭橋、近 5 年間の 75%値）</li> <li>■BOD2.3 mg/L、COD4.7 mg/L（いろは橋、近 5 年間の 75%値）</li> <li>■本川の水質は全川を通して大幅に改善。</li> <li>■下水道の普及に伴い水質が改善したが、下水道整備が完了したことで近 5 年程度の水質は横ばい。</li> </ul>
親水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本川沿いで親水施設が整備されている箇所がある。</li> </ul>
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河岸場跡や舟問屋の文化財等が多く残されており、地域のシンボルとなっている。</li> <li>■舟運を観光としている自治体もある。</li> </ul>

図 3-2 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-12 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック（1/2）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	①総合治水対 策の推進	a 雨水貯留・浸透 施設の普及 b 自然地の質の 向上 c 内水氾濫の軽 減	1	市民	a 個人宅において、雨水浸透ますの 設置や宅地内貯留をおこない、その 普及に努めます。	設置および 継続的な維 持管理
			2		a,c 設置された雨水浸透ます等のメ ンテナンスを推進します。	設置および 継続的な維 持管理
			3		b 斜面林など樹林の手入れや雑木 林の育成をします。	良好な状態 の継続
			4		b 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続
			5		c 住宅の周辺など身近な側溝等を清 掃します。	継続的実施
	②水防災意識 社会の実現	d 洪水時の安全 な避難確保	6		d 避難行動を的確に行うためのマイ タイムラインを作成します。	実施と定期 的な確認
			7		d 気象情報や水位情報等のリスク情 報を収集します。	平常時から の実施
			8		d ハザードマップを市民自ら確認し ます。	平常時から の実施
			9		d 家族や仲間と避難について話し合 い、洪水時の安全な避難確保に取 組めます。	定期的な確 認、実施
			10		d 水害を想定した避難訓練に参加し ます。	継続参加、 家族、知人 等のお誘い
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	f 自然地の質の 向上	11	f 斜面林など樹林の手入れや雑木 林の育成をします。	良好な状態 の継続	
			12	f 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続	
	④適正な水利 用の推進	e 地下水の保持 g 雨水の利用促 進 h 節水の推進	13	e,g,h 米のとき汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			14	e,g,h 災害への備えおよび節水とし て、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			15	g 雨水タンクを設置する等、雨水の 利用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理	
			16	h 節水型の製品(シャワー、トイレ、 洗濯機など)を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
	⑤豊かで清らか ながれの確保	i 河川水量・水質 の保全	17	i 川の水量・水質の一斉調査に参加 し、その保全・向上にも取組めます。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
			18	i 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
			19	i 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。	継続的実施	
			20	i 除草剤などの使用を適正に行う 等、水質の保全に努めます。	継続的実施	

表 3-13 行概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック (2/2)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 15%; background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #ffcccc; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</div> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	j 河川を中心とした景観形成 k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全	21	市民	j,k 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			22		j 斜面林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			23		k,l 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
		24	k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全		k,l 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
					l 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	m 川への関心向上 n 河川環境教育の推進 o 市民団体の連携・協働 p 市民と行政、企業の連携・協働 q 水循環に関する意識の醸成 r 水害を想定した避難訓練の推進	26	m 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施	
			27	m,n,p 川下り等、川に関するイベントの企画・開催について考えます。	継続実施	
			28	m 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続	
			29	m 特定外来生物などを防除します。	適宜実施	
			30	m,n,o 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
				m,n,o 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			32	p 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施	
			33	q 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施	
			34	q 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
				r 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	

表 3-14 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック（1/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間 の目標	実施段階	行政で行う取り組み		
								情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 緑地・農地の保全、自然地の質の向上 b 雨水貯留・浸透施設の普及 c 防災調節池の整備 d 下水道対策（貯留管の整備等）の推進 e 河川、水路の改修 f 堆積土砂・ヘド口の浚渫	1	北区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	a 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆～★★★			
			2	北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、ふじみ野市	a 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆～★★★			
			3	板橋区	a 区民農園の拡充を行います。	継続実施	★★☆			
			4	志木市	a 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	★★☆			
			5	さいたま市	a 農業の多面的機能支援事業として、地域で行う農地の草刈や水路の泥さらい、遊休農地発生防止のための保安全管理等の活動に対し、交付金を交付します。	継続実施	★★☆			
			6	さいたま市	a 市条例に基づき緑地所有者へ維持管理支援を行います。	継続実施	★★☆			
			7	北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	b 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆～★★★			
			8	北区、板橋区、和光市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市	b 個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する者に補助金を交付します。	継続実施	★★☆～★★★			
			9	ふじみ野市	c 川崎調整池の整備および維持管理を行います。	継続実施	★★☆			
			10	朝霞市	d 雨水幹線の整備を推進するとともに、雨水管や排水機場などの下水道施設を適切に維持管理します。	継続実施	★★☆			
			11	和光市	d 雨水管渠の整備を推進します。	継続実施	★★★			
			12	川越市	e 久保川の河川改修を行います。	継続実施	★★☆			
			13	富士見市	f 側溝を清掃します。	継続実施	★★☆			

表 3-15 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック（2/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型			
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会 の構築	②水防災意識 社会の実現	g 流域一帯となった 防災訓練、水 防訓練、水災に 対する危機管理 訓練 h ハザードマップ の作成・周知・見 直し i 情報収集・連絡 体制の整備 j 住民等の行動に つながるリスク情 報の周知 k 避難行動を促す ためのリアルタイム 情報の提供やプッシュ 型情報の発信体制 構築(水位計の 設置等を含む) l 事前の行動計 画(タイムライン 等)の作成 m マイタイムライ ンの周知 n 水害時の避難 経路の整備 o 災害用井戸の 指定・活用 p 防災教育・河川 環境教育 q 河川施設の役 割について地域 住民の理解を深 める活動 r 自主防災組織 の活性化および 防災リーダーの 養成	14	板橋区	g 水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			15	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	h 最新の水防法に基づき更新したハ ザードマップを配布し、市報(区報)及 びHP等により周知します。	継続実施	★★☆
			16	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	i 雨量・水位等の情報収集体制およ び関係機関との連絡体制を構築しま す。	体制継続	★★☆
			17	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	i 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★★☆~ ★★★
			18	川越市	j 防災講話を実施します。	継続実施	★★☆
			19	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	k ヤフー(株)と災害協定を締結し、ア プリ「ヤフー防災」の登録者に災害情 報を提供します。	継続実施	★★☆~ ★★★
			20	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	k 防災無線、公式SNS、緊急速報 メール、登録型メール、データ放送、 広報車など多様な手段を活用した避 難情報の配信を行います。	継続実施	★★☆~ ★★★
			21	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	l 避難情報の発令や関係機関との情 報共有のタイミングなどを事前に整 理したタイムラインの作成・点検を行 います。	継続、適宜 見直し	★★☆~ ★★★
			22	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	m HPや広報誌等でマイタイムライ ンの周知を行います。	継続実施	★★☆
			23	さいたま市	m 防災士の資格を有した防災アドバ イザーによる、市民へのマイ・タイム ラインノートの作成方法等を教示する 講習会を開催します。	継続実施	★★☆
			24	板橋区	n 福祉施設へ避難確保計画の作成 を依頼します。	継続実施	★★☆
			25	富士見市	o 災害用井戸の定期的な水質検査 及び点検を行います。	継続実施	★★☆
			26	北区、板橋区、 和光市、朝霞 市、志木市、富 士見市、川越 市、さいたま 市、ふじみ野市	p,q 水防災に関する出前講座を実施 します。(依頼時に対応)	適宜実施	★★☆
			27	朝霞市	p,q 防災フェア及び防災講演会を開 催します。	継続実施	★★☆
			28	富士見市、川 越市	r 自主防災組織への補助金交付、 リーダー養成講座を開催します。	継続実施	★★☆
			29	さいたま市	r 自主防災組織が行う水質検査費用 に対する補助を行います。	継続実施	★★☆
			30	板橋区	r 区民防災大学事業を実施し、防災 リーダーを養成します。	継続実施	★★☆
			31	板橋区	r 住民防災組織に対し、資器材の貸 与や訓練要員費を支給します。	継続実施	★★☆
			32	板橋区	r 自主防災組織からの申込で、無料 で防災セミナー講師を派遣します。	継続実施	★★☆

表 3-16 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック（3/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラン スを保つた水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	s 緑地・農地(水田、畑)の保全(緑地の公有地化等)、自然地の質の向上(森林の手入れ等) t 雨水浸透施設の普及 u 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化	33	北区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	s 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆～ ★★★
			34	板橋区	s 区民農園の拡充を行います。	継続実施	★★☆
			35	板橋区、朝霞市	s 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆
			36	志木市	s 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	★★☆
			37	さいたま市	s 農業の多面的機能支援事業として、地域で行う農地の草刈や水路の泥さらい、遊休農地発生防止のための保全管理等の活動に対し、交付金を交付します。	継続実施	★★☆
			38	さいたま市	s 市条例に基づき緑地所有者へ維持管理支援を行います。	継続実施	★★☆
			39	北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	t 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を促進します。	継続実施	★★☆～ ★★★
			40	北区、板橋区、和光市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市	t 個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する者に補助金を交付します。	継続実施	★★☆～ ★★★
			41	板橋区	u,z 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」、「板橋区地下水及び湧水を保全する条例(地下水湧水保全条例)」による地下水揚水量の規制を行います。	継続実施	★★☆
			42	板橋区	u,z 地下水・湧水の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆
			43	ふじみ野市	u 井戸水等、水道水以外の利用がある場合は、個別メーターによる流量計測を行い、市に報告するよう指導します。	継続実施	★★★
			44	ふじみ野市	u 水道用水源10か所(東側地区5か所、西側地区5か所)において、取水量の集計・管理を行うことで承認水量を守り、取水の分散化を図ります。	継続実施	★★★
			45	④適正な水利 用の推進	v 雨水の利用促進(生活用水、環境用水など)	北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市	v 家庭での雨水タンクの設置費用を補助します。

表 3-17 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック（4/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	行政で行う取り組み		
								情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラン スを保つた水循 環系の実現	⑤豊かで清らかながれの確保	w 老朽化した下水道管の更新 x 工場排水の規制、監視の強化（企業の環境活動の推進） y 生活排水対策の推進（浄化槽の維持管理の啓発・補助など） z 湧水の保全	46	和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、ふじみ野市	w 下水道施設のストックマネジメントを実践し、計画的かつ効率的に、予防保全型の維持管理と一体となった改築更新を行います。	継続実施	★☆☆～ ★★★			
			47	和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	x 事業場から排出される排水の水質調査を実施します。	継続実施	★☆☆～ ★★★			
			48	北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	y 浄化槽の維持管理についてホームページ等により周知・啓発します。	継続実施	★☆☆～ ★★★			
			49	板橋区	z 湧水量調査を実施します。	継続実施	★★☆			
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	A 河川流量の確保・水質の保全 B 池の水質の保全 C 樹木、花々の植栽 D 桜並木の維持・整備 E 水と緑のまちづくりの方針	50	板橋区	A 河川の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆			
			51	板橋区	B 池の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆			
			52	ふじみ野市	C 遊歩道沿いに花などを植えます。	継続実施	★★☆			
			53	川越市	D,E 氷川神社付近等の桜並木等、歴史的環境を形成する水と緑の保全と活用を図ります。	継続実施	★★☆			
			54	さいたま市（埼玉県と協働）	D 桜並木の維持管理（びん沼川）を行います。	継続実施	★★☆			
			55	川越市	D 新河岸川、九十川沿いの桜づつみ（河川占用）の維持管理を行います。	継続実施	★★☆			
			56	川越市	E 新河岸川沿いの仙波河岸、下新河岸との河岸跡と一体となった緑や河畔林等を保全します。	継続実施	★★☆			
⑦多自然川づくりの推進	E 水と緑のまちづくりの方針 F 生物多様性の保全	57	北区、板橋区	F 河川の生物調査を実施します。	継続実施	★★☆				

表 3-18 概ね 5 年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川本川ブロック (5/5)

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型					
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	G 川への関心向上 H 水環境に対する住民意識の醸成 I 市民・市民団体・企業と行政との協働 J 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援 K 水辺の清掃活動の実施 L イベントの開催			58	富士見市	G 柳瀬川の生態調査を行います。	継続実施	★★☆
					59	富士見市	G,L 小学生を対象に水生生物の調査・観察会を開催します。	継続実施	★★☆
					60	北区	H,J 環境学習を推進し、市民活動の担い手の育成を行います。	継続実施	★★☆
					61	板橋区、和光市	H 雨水利用や地下浸透の促進について広報誌、回覧板、ツイッターや各種イベントなどで啓発を行います。	継続実施	★★☆～★★★
					62	北区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市	I 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆～★★★
					63	ふじみ野市	I,K 新河岸川美化活動を行います。	継続実施	★★☆
					64	ふじみ野市	I 川の国応援団制度により、市民、企業、市が協働して清掃活動を行います。	継続実施	★★★
					65	和光市	J 市民が公民館やコミュニティセンターなどの会議室の使用する場合、要件を満たす場合に減額や免除を行います。	継続実施	★★★
					66	和光市	J 川の国応援団について、ホームページ等による周知を検討します。	継続実施	★★☆
					67	朝霞市	J 特別緑地保全地区をはじめとした斜面林等の維持管理について、市民団体との協働を図ります。	継続実施	★★☆
					68	志木市	J 市ホームページに市内ボランティア団体を台帳にしたボランティア便利帳を掲載し、各団体の活動を紹介します。また、公式SNSを活用し、情報提供等を行います。	継続実施	★★☆
					69	ふじみ野市	J,L 新河岸川美化活動のほか、鯉のぼりの飾り付け、福岡河岸まつり、環境教育などを行い、地域住民との交流を図り、新河岸川流域の環境保全を図ります。	継続実施	★★★
					70	富士見市	K,L いかだで川下りと清掃をするイベントを開催します。	継続実施	★★☆

### 3.2.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-19 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川本川

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	—
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ拾いボランティアについて川に隣接する町会、自治会の協力体制を構築していきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・隣接する場所で活動している団体と連携し綺麗な水質、景観づくりを行っていきます。</li> <li>・新河岸川流域で活動している団体と共同で川に親しむイベントを行い、川周辺の魅力を発信していきます。</li> <li>・固有種、希少種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ拾いボランティアについて川に隣接する町会、自治会の協力体制を構築していきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・隣接する場所で活動している団体と連携し綺麗な水質、景観づくりを行っていきます。</li> <li>・新河岸川流域で活動している団体と共同で川に親しむイベントを行い、川周辺の魅力を発信していきます。</li> </ul>

表 3-20 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川本川

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・市民各々で流出抑制対策（透水性舗装、浸透柵、貯留タンク等整備）の更なる推進を目指していきます。また、水害リスク情報周知ツール（ハザードマップなど）を共有するほか、防災意識向上のため防災訓練を実施していきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地・農地の保全、土地所有者への維持管理の支援を実施し、雨水処理能力（地下水涵養含む）の向上を図るとともに、適切な生活排水処理を推進していきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・びん沼川沿いの桜並木やその他の親水スポットの維持管理を実施していくとともに、水辺の交流イベントを充実させ、市民に周知していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環に関する情報提供を実施し、水循環に関する市民活動の活性化を図っていきます。</li> </ul>

### 3.3 不老川ブロック

#### 3.3.1 概ね5年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

不老川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを設定しました。

#### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た不老川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-21 不老川ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・水田と畑が多く残る</li> <li>・表面中間流出 51%、地下水涵養 17%、蒸発散 33%</li> <li>・市街化率 58% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・地下水涵養(降水量の17%)</li> <li>・水量の確保</li> <li>・市街化率 58% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保</li> <li>・水質維持、向上(不老橋 BOD3.9mg/L、時期により 10mg/L を超える)</li> <li>・高度処理水が還元されている</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保</li> <li>・清流ルネッサンスⅡで水質が大幅に改善</li> <li>・水質維持、向上</li> <li>・不老橋周辺の水量の確保</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・水質維持、向上</li> <li>・桜並木の維持、整備</li> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然、景観保全</li> <li>・水質維持、向上</li> <li>・桜並木の維持、整備</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント、環境学習の継続、推進</li> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	不老川ブロック
治水	<p>■床上浸水 305 棟、床下浸水 914 棟(近 5 年間)</p> <p>■H28 年台風 9 号では、不老川の溢水によって多くの浸水被害が発生。</p>
土地利用	<p>■市街化率 58% &lt; 新河岸川全流域 (69%)</p> <p>■最も多く自然が残るブロック。</p> <p>■流域全体で数少ない水田と畑が多く残る。</p>
水収支	<p>■表面・中間流出 51、地下水涵養 17、蒸発散 33 ※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</p> <p>■水田が多く、蒸発散量が降水量の 33%弱程度を占める。</p> <p>■不浸透面積率は流域全体平均より低い、地下水涵養量は降水量の 17%程度と多くはない。</p>
平常時の水量	<p>■主要支川比流量（不老川）0.020m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>（近 5 年間）</p> <p>■不老橋では、近年はほぼ水がない状態。（不老川上流の入曽橋では、昭和後半から現在までほぼ横ばい。）</p> <p>■高度処理水が還元されている。</p>
河川水質	<p>■BOD3.9mg/L、COD8.4mg/L（不老橋、近 5 年間の 75%値）</p> <p>■清流ルネッサンスⅡで水質が大幅に改善。</p> <p>■BOD は全川と通して大幅に改善。ただし、調査時期によって、BOD が 10mg/L を超えることもある。</p> <p>■全窒素・全リンについて、昭和後半から現在にかけて大幅に改善。</p>
親水	<p>■不老川沿いで親水施設やイベントが開催されている。</p>
歴史文化	<p>■農業取水堰が多い。（大雨時の急激な増水の要因ともなっている。）</p> <p>■市民の「水循環」の認知度は低い。</p>

#### <不老川ブロック>の現状と課題

- 新河岸川流域内では、最も多くの自然地があり、河岸段丘や雑木林といった昔ながらの景観を含めて、保全していくことが求められる。
- 瀬切れが発生する期間があり、不老橋付近では地下水が河川水位より低く、河川水が地下へ浸透してしまう。そのため、平成初期以降はほとんど川に水が流れていないといった課題がある。
- 一方、下水道整備の進展や関連 4 市の清流ルネッサンスⅡの推進によって水質は改善されており、今後も現在の水質を維持していくことが求められる。
- 不老川沿いに桜並木が整備されているが、今後の河川改修により河川区域内の桜が伐採されることが想定されるため、隣接地を含め、できる限り桜並木の維持・整備を実施していくことが求められる。
- また、沿川には親水施設が整備されており、イベントや環境学習が開催されていることから、こうした取り組みを今後も継続していくことが求められる。
- 市民の「水循環」への認知度向上のため、「水循環」に対する意識醸成が求められる。

図 3-3 不老川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

## (2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-22 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：不老川ブロック（1/3）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black;"></div> 市民個人が行う取り組み  <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black;"></div> 市民団体が行う取り組み  <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #ffa500; border: 1px solid black;"></div> 市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み </div>						
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標
1 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 雨水貯留・浸透施設の普及 b 自然地の質の向上 c 内水氾濫の軽減	1	市民	a 個人宅において、雨水浸透ますの設置や宅地内貯留をおこない、その普及に努めます。	設置および継続的な維持管理
			2		a,c 設置された雨水浸透ます等のメンテナンスを推進します。	設置および継続的な維持管理
			3		b 緑地や河畔林を保全します。	良好な状態の継続
			4		c 住宅の周辺など身近な側溝等を清掃します。	継続的実施
	②水防災意識社会の実現	d 洪水時の安全な避難確保	5		d 避難行動を的確に行うためのマイタイムラインを作成します。	実施と定期的な確認
			6		d 気象情報や水位情報等のリスク情報を収集します。	平常時からの実施
			7		d ハザードマップを市民自ら確認します。	平常時からの実施
			8		d 家族や仲間で避難について話し合い、洪水時の安全な避難確保に取組みます。	定期的な確認、実施
			9		d 水害を想定した避難訓練に参加します。	継続参加、家族、知人等のお誘い

表 3-23 行概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：不老川ブロック（2/3）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	
2 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	f 自然地の質の 向上	10	市民	f 緑地や河畔林を保全します。	良好な状態 の継続	
			11		f 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続	
			12		e, g, h 米のとぎ汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			13		e, g, h 災害への備えおよび節水と して、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			14		g 雨水タンクを設置する等、雨水の 利用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理	
	④適正な水利 用の推進	e 地下水の保持 g 雨水の利用促 進 h 節水の推進	15		h 節水型の製品(シャワー、トイレ、 洗濯機など)を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫	
			16		i 水質調査を実施し、その維持・向 上のためのモニタリングを行います。	継続実施に よるモニタ リング	
					17	i 川の水量・水質の一斉調査に参加 し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
					18	i 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
					19	i 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。	継続的実施
3 流域の水辺 に多くの市民が 集う水辺環境や 自然環境の形 成	⑥市民が集う水 辺環境の形成	j 河川を中心とし た景観形成 k 河川水量・水質 の保全 l 河畔林の保全 m 希少種・固有 種の保護 n 新しい親しめる 水辺環境の創造 o 生物多様性の 保全	20	i 除草剤などの使用を適正に行 う等、水質の保全に努めます。	継続的実施		
			21	j, k 河川周辺の清掃や草刈り等をし ます。	継続的実施		
			22	j, l, m 緑地や河畔林を保全します。	良好な状態 の継続		
			23	j, m, n, o 大森調節池の自然環境の保 全活動を行います。	良好な状態 の継続		
			24	k 水質調査を実施し、その維持・向 上のためのモニタリングを行います。	継続実施に よるモニタ リング		
	⑦多自然川づく りの推進	k 河川水量・水質 の保全 m 希少種・固有 種の保護 o 生物多様性の 保全		25	k, o 川の水量・水質の一斉調査に参 加し、その保全・向上にも取り組み ます。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
				26	k, o 新河岸川水系における水辺の総 合調査に参加し、調査データを水辺 環境保全・向上活動に提供します。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い	
				27	m 希少種(生物・植生等)の生息・群 生状況を調査します。	継続的実施 と状態の向 上	
				28	o 動植物の調査や観察会を行いま す。	継続的実施	

表 3-24 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：不老川ブロック（3/3）

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	p 川への関心向上 q 河川環境教育の推進 r 市民団体の連携・協働 s 市民と行政の連携・協働 t 市民と行政、企業の連携・協働 u 水循環に関する意識の醸成 v 水害を想定した避難訓練の推進	29	市民	p 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			30		p,q,t 川まつり等、川に関するイベントを企画・開催します。	継続実施
			31		p 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			32		p 水質調査を実施し、その維持・向上のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング
			33		p,t 大森調節池の自然環境を保全する活動(調査に基づいた自然再生)を実施します。	継続実施
			34		p ホームページ・ブログ等で市民活動を広報します。	継続実施
			35		p 市民団体の会報を発行・配布します。	継続実施
			36		p 地域交流看板「不老川きりりボード」の設置を推進します。	継続的実施
			37		p,q,r 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			38		p,q,r 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			39		p,q 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増
			40		s 自治体へ、河川整備に関して提案します。	継続的実施
			41		t 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			42		u 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			43		u 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			44		v 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い

表 3-25 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：不老川ブロック（1/3）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 緑地・農地の保全、自然地の質の向上	1	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	a 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆～★★★
		b 雨水貯留・浸透施設の普及	2	川越市、狭山市、入間市	a 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆
		c 河川、水路の改修	3	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	b 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			4	川越市、狭山市、入間市	b 個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する者に補助金を交付します。	継続実施	★★☆
			5	川越市	c 久保川の河川改修を行います。	—	★★☆
	②水防災意識 社会の実現	d ハザードマップの作成・周知・見直し	6	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	d 最新の水防法に基づき更新したハザードマップを全世帯に配布し、市報(町報)及びHP等により周知します。	継続実施	★★☆
		e 情報収集・連絡体制の整備	7	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	e 雨量・水位等の情報収集体制および関係機関との連絡体制を構築します。	体制継続	★★☆
		f 住民等の行動につながるリスク情報の周知	8	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	e 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★★☆
		g 避難行動を促すためのリアルタイム情報の提供やフラッシュ型情報の発信体制構築(水位計の設置等を含む)	9	川越市	f 防災講話を実施します。	継続実施	★★☆
		h 事前の行動計画(タイムライン等)の作成	10	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	g ヤフー(株)と災害協定を締結し、アプリ「ヤフー防災」の登録者に災害情報を提供します。	継続実施	★★☆
		i マイタイムラインの周知	11	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	g 防災無線、公式SNS、緊急速報メール、登録型メール、データ放送、広報車など多様な手段を活用した避難情報の配信を行います。	継続実施	★★☆～★★★
		j 災害用井戸の指定・活用	12	川越市、狭山市、入間市	h 避難情報の発令や関係機関との情報共有のタイミングなどを事前に整理したタイムラインの作成・点検を行います。	継続、適宜見直し	★★☆～★★★
		k 防災教育・河川環境教育	13	川越市、狭山市、入間市	i HPや広報誌等でマイタイムラインの周知を行います。	継続実施	★★☆～★★★
		l 河川施設の役割について地域住民の理解を深める活動	14	入間市	j 指定済みの災害用井戸の水質検査を実施します。	継続実施	★★☆
		m 自主防災組織の活性化および防災リーダーの養成	15	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	k,l 水防災に関する出前講座を実施します。(依頼時に対応)	適宜実施	★★☆～★★★
			16	川越市、狭山市、入間市	m 自主防災組織へ補助金を交付します。また、リーダー養成講座を開催します。	継続実施	★★☆

表 3-26 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：不老川ブロック（2/3）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
				★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
				★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
				★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	n 緑地・農地の保 全、自然地の質 の向上 o 雨水浸透施設 の普及 p 地下水の保全 と管理(モニタリ ング)、地下水揚水 の適正化	17	瑞穂町、川越 市、狭山市、入 間市	n 公園・緑地の維持管理を適切に行いま す。	継続実施	★☆☆～ ★★☆
			18	川越市、狭山 市、入間市	n 生産緑地の地区指定による緑地・農地 の保全を行います。	継続実施	★★☆
			19	瑞穂町、川越 市、狭山市、入 間市	o 公共施設や民間施設を対象に雨水貯 留浸透施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			20	川越市、狭山 市、入間市	o 個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設 置する者に補助金を交付します。	継続実施	★★☆
			21	川越市	p 地下水の水質調査(概況調査及び継続 監視調査)を実施します。	継続	★★☆
	④適正な水利 用の推進	q 雨水の利用促 進(生活用水、環 境用水など)	22	川越市、狭山 市	q 家庭での雨水タンクの設置費用を補助 します。	継続実施	★★☆
	⑤豊かで清らか なながれの確保	r 下水道整備の 推進、高度処理 の導入 s 老朽化した下水 道管の更新 t 工場排水の規 制、監視の強化 (企業の環境活 動の推進) u 生活排水対策 の推進(浄化槽 の維持管理の啓 発・補助など)	23	狭山市	r 汚水管渠の整備を行います。	継続実施	★★☆
			24	瑞穂町、川越 市、狭山市	s 下水道施設のストックマネジメントを実 践し、計画的かつ効率的に、改築更新を 行います。	継続実施	★☆☆～ ★★☆
			25	狭山市、入間 市	s 既存汚水管渠の改築(更正、布設替) を計画的に行い、維持管理を図ります。	継続実施	★★☆
			26	瑞穂町、川越 市、狭山市、入 間市	t 事業場から排出される排水の水質調 査を実施します。	継続実施	★★☆
			27	瑞穂町、川越 市、狭山市、入 間市	u 浄化槽の維持管理についてホームペ ージ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆
			28	瑞穂町、川越 市、入間市	u 合併処理浄化槽への転換を補助しま す。	継続実施	★★☆

表 3-27 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：不老川ブロック（3/3）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	v 河川流量の確保・水質の保全	29	狭山市、入間市	v 河川の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆
	⑦多自然川づくりの推進	x 水と緑のまちづくりの方針	30	川越市	x 河川改修や水路整備にあたっては、多自然型整備を採用する等、身近な生き物の生息空間の保全と創造及び豊かな自然的環境の保全と育成を図ります。	継続実施	★★☆
4. 人と人が水を通してつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	y 川への関心向上	31	入間市	y,A 市民提案型協働事業による取り組みである釣りマップを配布、入間市観光協会公式サイトで広報します。	継続実施	★★☆
		z 水循環・水環境の状態に関するデータ・情報の公開	32	川越市	z 公共用水域の水質常時監視結果をホームページで公表します。	継続実施	★★☆
		A 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援	33	狭山市	A 砂川掘中流域の三宮新田に連なるくぬぎ山地区において、くぬぎ山地区自然再生協議会に参加します。 ※不老川流域の取り組み内容ではないが、狭山市が不老川ブロックに該当するため、不老川の取り組み内容として記載する。	継続実施	★★☆
		B イベントの開催	34	狭山市	A,B 市民団体が行う不老川の清掃活動やイベント等の取り組みを支援します。	継続実施	★★☆
		C 市民・市民団体・企業と行政との協働	35	入間市	A 不老川きらりボードの設置に可能な範囲で協力します。	—	★★☆
			36	瑞穂町、川越市、狭山市、入間市	C 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆

## 3.3.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-28 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：不老川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	—
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・キツネノカミソリの群生地を拡大していきます。</li> <li>・固有種、希少種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。</li> <li>・緑の再生に向けて、議論を行っていきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・「鳥になろう 魚になろう 大森の池まつり」の復活を目指していきます。</li> <li>・「水のない川」に関して議論する機会を増やしていきます。</li> </ul>

表 3-29 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：不老川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップなどの提供できる情報を広く市民に提供するとともに、防災講座等によりその情報を活用できるように継続的にフォローしていきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設の設置を促進し、雨水の有効利用を図る。また、雨水地下浸透施設の設置の促進と緑地保全を促進し、昔ながらの水循環を目指していきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺環境の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、不老川クリーン作戦などの水辺環境の美化活動を支援していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動など市民参加型の行事を支援し、水循環への意識啓発を行っていきます。</li> </ul>

### 3.4 柳瀬川・砂川堀ブロック

#### 3.4.1 概ね5年で実施する取り組み

具体的な取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

柳瀬川・砂川堀ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを設定しました。

#### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た現状と課題をマスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-30 柳瀬川・砂川堀ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・三富新田や狭山丘陵など緑地・農地が残されている</li> <li>・表面中間流出 38%、地下水涵養 30%、蒸発散 32%</li> <li>・市街化率 66% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・水量の確保(空堀川)</li> <li>・地下水涵養(降水量の30%)</li> <li>・市街化率 66% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水量の確保(空堀川)、水量の維持(柳瀬川)</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・水質維持(梅坂橋)、改善(栄橋 BOD3.4mg/L、COD6.7mg/L)</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の堆積←土砂流出点の把握と対策の具体化</li> <li>・水量の確保(空堀川)、水量の維持(柳瀬川)</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・水質維持、改善</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント(川まつりなど)の継続</li> <li>・水質改善(柳瀬川下流)</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質改善(柳瀬川下流)</li> <li>・土砂の堆積←土砂流出点の把握と対策の具体化</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント(川まつりなど)の継続</li> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・市民団体活動の活発化</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	柳瀬川・砂川堀ブロック
治水	<p>■床上浸水 219 棟、床下浸水 342 棟(近 5 年間)</p> <p>■H22 年 7 月豪雨では、所沢市・東村山市・立川市の 3 都市で数十棟の浸水被害(内水)が発生。</p>
土地利用	<p>■市街化率 66% &lt; 新河岸川全流域 (69%)</p> <p>■流域全体の平均(57%)よりもやや低いブロック。</p> <p>■三富新田や狭山丘陵など、緑地・農地が残されている場所もある。</p>
水収支	<p>■表面中間流出 38、地下水涵養 30、蒸発散 32</p> <p>※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</p> <p>■表面流出+中間流出量が流域全体平均より少ない。</p> <p>■地下水涵養量は降水量の 30%程度と流域全体平均より多い。</p>
平常時の水量	<p>■主要支川比流量(柳瀬川) 0.052m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>(近 5 年間)</p> <p>■柳瀬川本川は現在も流量は豊富である。</p> <p>(ただし、清柳橋では、H10 頃まで流量が減少。)</p> <p>■空堀川では、平成初期から川に水が少ない状態が続き、瀬切れも発生。</p>
河川水質	<p>■BOD3.4mg/L、COD6.7mg/L(栄橋、近 5 年間の 75%値)</p> <p>■BOD は全川を通して大幅に改善。</p> <p>■上流側の梅坂橋では、全窒素は H10 年以降大幅に改善し、亜硝酸窒素も低い値を維持。</p> <p>■下流側の栄橋では、全リンは改善しているものの、全窒素(硝酸態窒素)はあまり改善していない。</p>
親水	<p>■夏場には多くの地点で川まつりが開催され、水辺へのアクセスも良い箇所が多い。</p> <p>■川に関する活動する市民団体も多い。</p>
歴史文化	<p>■三富新田は旧跡として埼玉県指定文化財に指定されている。</p> <p>■柳瀬川水循環 MP/AP の取組みを推進してきたこともあり、市民の「水循環」に対する認知度は、他のブロックと比べると高い。</p>

#### <柳瀬川・砂川堀ブロック>の現状と課題

- 空堀川では平成初期頃から川の水量が少なくなり、瀬切れが発生する期間があり、水量の確保が課題である。
- 下水道の面整備により河川水質は改善されたが、柳瀬川下流(栄橋)では全窒素(硝酸態窒素)はあまり改善されていないため、子供たちが安全安心に川へ入れるよう更なる水質改善が求められる。
- 水辺へのアクセスが良い地点も多く、夏場には多くの地点で川まつり(イベント)が開催されており、こうした取組みを今後も継続していくことが求められる。
- 柳瀬川下流に土砂が堆積するようになってきており、土砂流出点の把握や対策の具体化が求められる。

図 3-4 柳瀬川・砂川堀ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-31 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/5）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #e0e0ff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #e0ffe0; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffe0e0; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 雨水貯留・浸透施設の普及 b 自然地の質の向上 c 河道内樹木の適正管理 d 内水氾濫の軽減 e 流出抑制意識の啓発	1	市民	a,e イベントにおいて、雨水浸透ますや雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増
			2		a 個人宅において、雨水浸透ますの設置や宅地内貯留をおこない、その普及に努めます。	設置および継続的な維持管理
			3		a,d 設置された雨水浸透ます等のメンテナンスを推進します。	設置および継続的な維持管理
			4		b 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			5		b 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続
			6		c 河川管理者と覚書を結び、管理基準を決めて河道内樹木の剪定・伐採をします。	良好な状態の継続
			7		d 住宅の周辺など身近な側溝等を清掃します。	継続的実施
	②水防災意識社会の実現	f 水防災意識の啓発 g 洪水時の安全な避難確保	8	f 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増	
			9	f 川に関するイベントで水防に関する勉強会や訓練を実施します。	継続的な実施、参加者の増	
			10	g 避難行動を的確に行うためのマイタイムラインを作成します。	実施と定期的な確認	
			11	g 気象情報や水位情報等のリスク情報を収集します。	平常時からの実施	
			12	g ハザードマップを市民自ら確認します。	平常時からの実施	
			13	g 家族や仲間で避難について話し合い、洪水時の安全な避難確保に取り組みます。	定期的な確認、実施	
			14	g 水害を想定した避難訓練に参加します。	継続参加、家族、知人等のお誘い	

表 3-32 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（2/5）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 15%; background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</div> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	h 地下水の保持 i 自然地の質の 向上 j 雨水の利用促 進 m 湧水の保全	15	市民	h,j,m イベントにおいて、雨水浸透ま すや雨水タンクのPRを進め、その普 及や流出抑制意識の向上に努めま す。また、その積極的な実施を行政 に要請します。	実施と賛同 者の増
			16		i 斜面林など樹林の手入れや雑木林 の育成をします。	良好な状態 の継続
			17		i 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続
	④適正な水利 用の推進	h 地下水の保持 j 雨水の利用促 進 k 節水の推進	18		h,j,k 米のとぎ汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			19		h,j,k 災害への備えおよび節水とし て、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			20		j 雨水タンクを設置する等、雨水の利 用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理
			21		k 節水型の製品（シャワー、トイレ、 洗濯機など）を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			⑤豊かで清らか なながれの確保		k 節水の推進 l 河川水量・水質 の保全	22
	23	l 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。				継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
	24	l 水質調査を実施し、その維持・向上 のためのモニタリングを行います。				継続実施に よるモニタ リング
	25	l,k 下水道未接続生活排水を無くす 要請を行います。				—
	26	l 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。				継続的実施
	27	l 除草剤などの使用を適正に行う 等、水質の保全に努めます。	継続的実施			

表 3-33 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（3/5）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	n 河川を中心とした景観形成 o 河川水量・水質の保全 p 水辺へのアクセス整備 q 生物多様性の保全	28	市民	n,o 河道および管理通路のごみの清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			29		n 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			30		n,q 近隣の学校の総合学習の時間を活用した河川用地への植樹、花壇の手入れ、ヤゴ救出作戦を行います。	継続的実施
			31		n,o,q ワンドのかいぼりを行います。	継続的実施
			32		o,q 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			33		o 水質調査を実施し、その維持・向上のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング
			34		p 安心して憩える親水広場をつくるため、防犯パトロールをします。	継続実施
	⑦多自然川づくりの推進	o 河川水量・水質の保全 q 生物多様性の保全	35	o,q 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			36	q 特定外来生物などを防除します。	適宜実施	
			37	q 調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	継続的実施	
			38	q 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施	
			39	q 行政が実施する空堀川の草刈りに立会い、保全すべき植生の指摘等をおこないます。また、在来種と水際1mは原則として草刈りをやめる等のルール化を行います。	継続実施	
			40	q 水が枯れた川から魚を救出します。	継続的実施	

表 3-34 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（4/5）

				<div style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</div> <div style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</div> <div style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	r 川への関心向上 s 河川環境教育の推進 t 市民団体の連携・協働 u 市民と行政の連携・協働 v 市民と行政、企業の連携・協働 y 水害を想定した避難訓練の推進	41	市民	r 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			42		r 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			43		r 特定外来生物を調査し、繁殖しすぎて在来種に影響を与えないようにします。	適宜実施
			44		r 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			45		r,s,v 川まつり等、川に関するイベントを企画・開催します。	継続実施
			46		r 水質調査を実施し、その維持・向上のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング
			47		r,s,t 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			48		r,s,t 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			49		r,s ワンドのかいぼりを行います。	継続的実施
			50		r,u 市民団体の活動に関するものを環境フェアへ出展します。	継続実施
			51		r ホームページ・ブログ等で市民活動を広報します。	継続実施
			52		r 市民団体の会報を発行・配布します。	継続実施
			53		r 川から見上げる鯉のぼりを掲揚します。	継続的実施
			54		r,s 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増
			55		r,s 近隣の学校の総合学習の時間を活用した河川用地への植樹、花壇の手入れ、ヤゴ救出作戦を行います。	継続的実施
			56		r,t 近隣の市民団体と協働で川に親しむイベントを開催します。	継続的実施

表 3-35 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（5/5）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	t 市民団体の連携・協働 u 市民と行政の連携・協働 v 市民と行政、企業の連携・協働 w 流域の人と自然資源との関わりの健全化 x 水循環に関する意識の醸成 y 水害を想定した避難訓練の推進	57	市民	t 調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	継続的実施
			58		u 河川管理者と覚書を結び、管理基準を決めて河道内樹木の剪定・伐採をします。	良好な状態の継続
			59		u 流域連絡会等に参加し、河川に関して提案します。	継続的実施
			60		u 自治体へ、浸水被害防止や市民に親しまれる河川整備のための情報を提供します。	継続的実施
			61		v 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			62		w 自然環境に対する人の関わり方・マナーの実態調査を行います。	適宜実施
			63		x 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			64		x 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			65		y 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い

表 3-36 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型			
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	①総合治水対 策の推進	a 緑地・農地の保 全、自然地の質 の向上 b 雨水貯留・浸透 施設の普及 c 下水道対策（貯 留管の整備等） の推進 d 流域一帯となっ た内水対策（内水 排除ポンプの整 備等） e 河川、水路の 改修 f 堆積土砂・ヘド 口の浚渫	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			1	東村山市	a 緑地の公有地化と将来を見据えて地域を指定します。また、民有地の生垣保存を行います。	継続実施	★★☆
			2	東大和市、清瀬市、立川市	a 生産緑地指定を継続・推進します。	継続実施	★★☆
			3	清瀬市	a 緑地等の公有地化を推進します。	継続実施	★★☆
			4	武蔵村山市	a みどりの基金を毎年取り崩し、保存樹林等奨励金として使用します。	継続実施	★★☆
			5	立川市	a 都市計画法に基づく公園、緑地の設定、買収を行います。	継続実施	★★☆
			6	所沢市	a 地域制緑地の指定や公有地化等により樹林地を保全します。	継続実施	★★★
			7	志木市	a 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	★★☆
			8	東村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	b 開発事業を行う事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			9	東村山市	b 東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則に基づき、開発事業以外で個人住宅に貯留槽および浸透マス設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			10	東大和市、武蔵村山市	b 公共施設や民間施設における雨水浸透施設設置を推進します。	継続実施	★★☆～★★★
			11	清瀬市	b 新たに集水樹を設けられない場合に既設の集水樹を浸透させる工法（雨水集水樹浸透化工法（EGSM工法））を検討します。	継続実施	★★☆
			12	清瀬市	b 開発指導の中で東京管区気象台のデータによる5年確立（60mm/h）相当を処理する雨水施設の設置を行っています。	継続実施	★★☆
			13	清瀬市	b 清瀬市雨水浸透施設設置助成金交付要綱に基づき、開発事業以外で個人住宅に雨水浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			14	立川市	b 既存住宅に対する雨水浸透樹の設置助成制度により、設置を促進します。	継続実施	★★☆
			15	東村山市、清瀬市	c 雨水排水管を整備します。	継続実施	★★☆
			16	所沢市	d 道路雨水樹の浸透化を推進します。	継続実施	★★☆
			17	所沢市	e 河川・水路の改修、整備工事を実施します。	継続実施	★★☆
			18	東村山市、所沢市	f 堆積土砂等を浚渫します。	適宜実施	★★☆
19	富士見市	f 側溝を清掃します。	継続実施	★★☆			

表 3-37 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック (2/7)

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	
							行政で行う取り組み	情報提供型
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	②水防災意識 社会の実現	g 流域一帯となつた 防災訓練、水災に 対する危機管理 訓練 h ハザードマップ の作成・周知・見 直し i 情報収集・連絡 体制の整備 j 避難行動を促す ためのリアルタイム情 報の提供やフッシュ 型情報の発信体 制構築(水位計 の設置等を含む)	20	東村山市	g 広域応援などの災害対策の新しい課題に 適応した訓練や避難所運営、自主防災 組織等の救出救助など住民を主体とした 訓練および総合震災訓練、総合水防訓練 を実施します。	継続実施	★★★	
			21	清瀬市、武蔵 村山市	g 水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			22	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	h 最新の水防法に基づき更新したハザード マップを全世帯に配布し、市報(町報)及 びHP等により周知します。	希望者に随 時配布	★★☆~ ★★★	
			23	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	i 雨量・水位等の情報収集体制および関 係機関との連絡体制を構築します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			24	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	i 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			25	東村山市	i 前川に水位観測システムを導入しま す。 (パソコン、スマートホン等でリアルタイム に水位の確認が出来る)	継続実施	★★★	
			26	東村山市、清 瀬市、武蔵村 山市、立川市、 所沢市、志木 市、富士見市、 三芳町	j ヤフー(株)と災害協定を締結し、アプリ 「ヤフー防災」の登録者に災害情報を提 供します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			27	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	j 防災行政無線、公式SNS、緊急速報 メール、登録型メール、市公式アプリ、 データ放送、広報車など多様な手段を活 用した避難情報の配信を行います。	継続実施	★★☆~ ★★★	

表 3-38 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（3/7）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	②水防災意識 社会の実現	k 事前の行動計 画(タイムライン 等)の作成 l マイタイムライン の周知 m 災害用井戸の 指定・活用 n 防災教育・河川 環境教育 o 河川施設の役 割について地域 住民の理解を深 める活動 p 自主防災組織 の活性化および 防災リーダーの 養成	28	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	k 避難情報の発令や関係機関との情報 共有のタイミングなどを事前に整理したタ イムラインの作成・点検を行います。	適宜実施	★☆☆～ ★★☆
			29	東村山市、東 大和市、清瀬 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市	l HPや広報誌等でマイタイムラインの周 知を行います。	継続実施	★★☆
			30	東大和市、清 瀬市、武蔵村 山市、立川市、 富士見市	m 災害用井戸の指定を行います。また、 定期的な水質検査及び点検を行います。	適宜実施	★☆☆～ ★★☆
			31	東大和市、清 瀬市	n 小中学校等に防災マップ、浸水・土砂 災害ハザードマップの配布等を行い、防 災教育を支援します。	適宜実施	★★☆
			32	清瀬市、武蔵 村山市、所沢 市、富士見市、 三芳町	n,o 水防災に関する出前講座を実施しま す。(依頼時に対応)	適宜実施	★☆☆～ ★★☆
			33	東大和市	p 防災資器材の貸与、防災講話の実施、 自主防災組織が行う防災訓練等の支援 を行います。	継続実施	★★☆
			34	清瀬市、富士 見市	p 自主防災組織に補助金を交付します。	継続実施	★★☆
			35	武蔵村山市	p 防災士の資格獲得を助成します。	継続実施	★★☆
			36	所沢市、富士 見市	p 自主防災組織リーダー養成講座を開催 します。	適宜実施	★★☆

表 3-39 概ね 5 年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック (4/7)

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間 の目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと	③地下水涵養 の促進	q 緑地・農地(水田、畑)の保全(緑地の公有地化等)、自然地の質の向上(森林の手入れ等) r 沿川の水田の保全、営農支援 s 公園の整備	37	東村山市	q 緑地の公有地化と将来を見据えて地域を指定します。また、民有地の生垣保存を行います。	継続実施	★★☆
			38	東大和市、清瀬市	q 生産緑地指定を継続・推進します。	継続実施	★★☆
			39	清瀬市	q 緑地等の公有地化を推進します。	継続実施	★★☆
			40	武蔵村山市	q みどりの基金を毎年取り崩し、保存樹林等奨励金として使用します。	継続実施	★☆☆
			41	立川市	q,s 都市計画法に基づく公園、緑地の設定、買収を行います。	継続実施	★★☆
			42	所沢市	q 地域制緑地の指定や公有地化等により樹林地等を保全します。	継続実施	★★★
			43	所沢市	q 市民協働による樹林地管理の推進及び保全管理計画の作成を行います。	継続実施	★★★
			44	志木市	q 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	★★☆
			45	東大和市	r 認定農業者育成のための認証制度を推進していきます。	認証制度の推進	★★☆
			46	清瀬市	s 芝生広場、花畑、農園、園路など、花とみどりがある公園の整備を検討します。	適宜整備	★★☆
47	立川市	s 開発事業に伴う公園、緑化地の設置を指導します。		★★☆			

表 3-40 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック (5/7)

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと	③地下水涵養 の促進	t 雨水浸透施設の 普及 u 地下水の保全 と管理(モニタリン グ)、地下水揚水 の適正化	48	東大和市、武蔵村山市	t 公共施設や民間施設における雨水浸透施設設置を推進します。	継続実施	★★☆～ ★★★
			49	東村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	t 開発事業を行う事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			50	東村山市	t 東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則に基づき、開発事業以外で個人住宅に貯留槽および浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			51	清瀬市	t 新たに集水樹を設けられない場合に既設の集水樹を浸透させる工法(雨水集水樹浸透化工法(EGSM工法))を検討します。	継続実施	★★☆
			52	清瀬市	t 開発指導の中で東京管区気象台のデータによる5年確立(60mm/h)相当を処理する雨水施設の設置を行っています。	継続実施	★★☆
			53	清瀬市	t 清瀬市雨水浸透施設設置助成金交付要綱に基づき、開発事業以外で個人住宅に雨水浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			54	立川市	t 既存住宅に対する雨水浸透樹の設置助成制度により、設置を促進します。	継続実施	★★☆
			55	志木市	t 区画整理内の浸透施設の適切な維持管理を行います。	継続実施	★★☆
			56	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、立川市	u 環境確保条例第135条に基づき、揚水量の報告を受け、データを東京都へ情報提供しています。	継続実施	★★☆～ ★★★
			57	東大和市	u 地下水の有機塩素系化合物の含有濃度について、水質調査をおこない結果を公表します。	継続実施	★★☆
			58	清瀬市	u 災害対策用井戸等で水質検査を実施します。	継続実施	★★☆
			59	所沢市	u 埼玉県の測定計画に基づき、個人の所有者の協力のもと、水質のモニタリング(常時監視)を実施します。	継続実施	★★☆

表 3-41 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（6/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	行政で行う取り組み		
								情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラン スを保った水循 環系の実現	④適正な水利 用の推進	v 雨水の利用促進 (生活用水、環 境用水など)	60	東村山市	v 市民農園(富士見町農園)、農とみどりの 体験パーク(ちろりん村)に雨がえる (雨水貯留槽)を設置し、野菜、草花を育 てる等の水として利用および助成制度で 設置した貯留タンクにより植木等への散 水をおこないます。	継続実施	★★☆			
			61	東大和市	w 市内を流れる河川の水質調査を行います。	継続実施	★★★			
			62	東村山市、所 沢市	x 公共下水道を整備します。	継続実施	★★☆			
			63	東村山市、東 大和市、清瀬 市、所沢市、富 士見市	y 老朽化した下水道管についてストックマ ネジメント計画策定するとともに、計画的 に点検・調査を行い、改築・修繕を実施し ます。	継続実施	★★☆			
			64	所沢市	z 単独浄化槽を合併浄化槽に転換する補 助をします。	継続実施	★★☆			
			65	東村山市、清 瀬市、所沢市	A 規制対象事業所全てに排水の立入検 査を実施します。	継続実施	★★☆			
			66	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、所沢市、志 木市、富士見 市、三芳町	B 浄化槽の維持管理についてホームペ ージ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆～ ★★★			
			67	立川市	B 浄化槽の清掃費用に対する補助金制 度についてホームページ等により周知し ます。		★★☆			
			68	東大和市	C 東京都エコ農産物認証制度の推進・支 援を行います。	継続実施	★★☆			
			69	所沢市	C 農薬の使用方法や注意事項を厳守の うえ、周辺への影響に配慮して使用する よう啓発します。	継続実施	★★☆			
3. 流域の水辺 に多くの市民が 集う水辺環境や 自然環境の形 成	⑥市民が集う水 辺環境の形成	D 河川を中心とし た景観形成 E 河川流量の確 保・水質の保全 F 河畔林や河道 の瀬・淵・湾曲な どの保全・創出 G 桜並木の維 持・整備 H 河川沿いの道 路の活用	70	東村山市、東 大和市	D 清水富士見緑地の草刈りを定期的 に行います。	継続実施	★★★			
			71	東村山市、清 瀬市、所沢市	E 規制対象事業所全てに排水の立入検 査を実施します。	継続実施	★★☆			
			72	東大和市	E 市内を流れる河川の水質調査を行いま す。	継続実施	★★☆			
			73	所沢市	E 農薬の使用方法や注意事項を厳守の うえ、周辺への影響に配慮して使用する よう啓発します。	継続実施	★★☆			
			74	所沢市	F 地域制緑地の指定による湿地や河畔 林等の水辺地を保全します。	継続実施	★★★			
			75	所沢市	G 民地や道路に越境している木や腐食 している木などを処理します。	継続実施	★★☆			
			76	所沢市	H ウッドチップ敷きによる砂川堀の散策 路を整備します。	継続実施	★★★			
			77	所沢市	I ふるさと川の再生事業(市民団体と市が 協働して多様な生物が生息する自然豊 かな川の実現を目的とした事業)を推進し ます。	継続実施	★★★			
	⑦多自然川づく りの推進	I 生きものの生 息・生育環境に配 慮した河川整備								

表 3-42 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（7/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型			
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	J 川への関心向上 K 市民・市民団体・企業と行政との協働 L 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援 M 水辺の清掃活動の実施 N イベントの開催 O 水害を想定した避難訓練の実施、防災教育	No.	取り組み主体	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する		
			78	所沢市	J 多様なメディアへの積極的な情報発信、散策路マップの整備・活用、SMS等を活用したPRを行います。	継続実施	★★☆
			79	富士見市	J 柳瀬川の生態調査を行います。	継続実施	★★☆
			80	富士見市	J,N 小学生を対象に水生生物の調査・観察会を開催します。	継続実施	★★☆
			81	東村山市	K,M 淵の森緑地及び柳瀬川の清掃活動を行います。	継続実施	★★☆
			82	東村山市	K,N 空堀川・川まつりに参加し、施設の設置・撤去等準備を行います。	継続実施	★★☆
			83	清瀬市	K,N 市民や事業者等と協働できよせの環境・川まつりを開催します。	継続実施	★★☆
			84	東村山市、東大和市、清瀬市	L,M 市民団体が主催する清掃活動へ協力します。	継続実施	★★☆
			85	清瀬市	L 市民団体等のボランティア活動の輪を広げるため、市報等で参加者募集を支援します。	継続実施	★★☆
			86	所沢市、三芳町	L 砂川堀中流域の三宮新田に連なるくぬぎ山地区において、くぬぎ山地区自然再生協議会に参加します。	継続実施	★★☆
			87	志木市	L 市ホームページに市内ボランティア団体を台帳にしたボランティア便利帳を掲載し、各団体の活動を紹介します。また、公式SMSを活用し、情報提供等を行います。	継続実施	★★☆
			88	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市	N 空堀川水環境確保対策会で「親子の環境教室」を開催します。	継続開催	★★☆～★★★
			89	富士見市	N,M いかだで川下りと清掃をするイベントを開催します。	継続実施	★★☆
			90	東大和市	O 消防団や消防署等と連携して、自治会等が参加する水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆
91	清瀬市	O 市総合水防訓練に合わせて、自治会の避難誘導訓練を実施します。	適宜実施	★★☆			
92	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	K 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆～★★★			

## 3.4.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-43 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/2）

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と市民団体の協働による河道内樹木の剪定を実施していきます。</li> <li>・雨水浸透・貯留施設の啓蒙活動を、環境フェアや公開勉強会などで実施していきます。</li> <li>・近隣の小学校に対し、水防災および実際に河川環境に触れる教育支援を推進していきます。</li> <li>・アパート、流域住民への水防災意識の啓発を行います。</li> <li>・自治会の防災担当者のモチベーション維持・向上を行います。</li> <li>・ハザードマップの周知・認識向上のため、行政と協力して説明会等を開きます。</li> <li>・現地に遠くからでも視認できる掲示板（現在の水位、避難水位、雨量等）を設置するよう行政に要請します。</li> <li>・エリアメールを採用して、避難水位に近づいた場合は即座に市民に周知するよう行政に要請します。（河川管理者と地方自治体）。</li> <li>・調節池跡・旧川を活用して、設定雨量以上の雨が降ったときに備えるよう行政に要請します。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・中流域の水質悪化をなくすため、家庭雑排水対策に関して啓発していきます。</li> <li>・雨水浸透・貯留施設の啓蒙活動を、環境フェアや公開勉強会などで実施していきます。</li> <li>・河床からの漏水により水枯れが生じている箇所は、全幅の粘土ばり等で漏水を防止するよう河川管理者に要請します。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動の参加人員を増やし、清掃範囲を拡げていきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・中流域の水質悪化をなくすため、家庭雑排水対策に関して啓発していきます。</li> <li>・近隣の小学校に対し、水防災および実際に河川環境に触れる教育支援を推進していきます。</li> <li>・固有種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来生物の防除を推進していきます。</li> <li>・調整池において在来魚種3種、水生昆虫10種、オオヨシキリとセッカの生息実現を目指していきます。</li> <li>・調節池跡、旧川をビオトープ化して、生物が住め、触れ合える場所にするよう河川管理者に要請します。</li> </ul>

表 3-44 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック（2/2）

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の活動やイベントの広報を強化していきます。</li> <li>・河川環境教育支援について、子どもたちの関心が遊びから水循環、治水、環境へ広がるよう内容を工夫していきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・地域住民が憩える場として清水富士見緑地の管理をこれからも市民と行政の協働で進めていきます</li> <li>・市民と市民団体の協働による河道内樹木の剪定を実施していきます。</li> <li>・他の市民団体と協働して、川に親しむイベントを増やしていきます。</li> <li>・川に関する公開勉強会を増やしていきます。</li> <li>・調査ボランティアによる「自然環境に対する人の関わり方・マナー」の啓発活動を拡大していきます。</li> <li>・河川環境教育を推進しやすい川づくりを提案します。</li> <li>・市民が川に触れ合えるよう、親水堤防・親水階段の設置を行政に働きかけます。</li> <li>・川あそびの時の注意事項等を市民に対して啓蒙します。</li> </ul>

表 3-45 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の氾濫や集中豪雨等の災害情報（ハザードマップ等）を速やかに提供し、市民自らが被害を軽減できるような情報収集、提供のしくみづくりを推進するとともに、水防訓練、防災訓練を実施・継続していきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、地下水、湧水の調査を行うとともに、雨水の土壌への浸透を促すため、雨水浸透施設の設置や日常生活、事業活動での節水、雨水の有効利用を促進していきます。また、緑地の保全および雨水処理能力の向上を図っていきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の交流イベントを充実させていきます。</li> <li>・市が管理する範囲で、要望される箇所について街灯の設置を検討していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体と連携し、水辺空間をテーマとした市民講座の開催や、河川などで行われる学習会や美化活動を支援していきます。</li> </ul>

### 3.5 黒目川ブロック

#### 3.5.1 概ね5年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

黒目川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを設定しました。

##### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た黒目川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-46 黒目川ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・緑地・農地はブロック全体に分布</li> <li>・表面中間流出 44%、地下水涵養 25%、蒸発散 32%</li> <li>・市街化率 81% &gt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・地下水涵養(降水量の25%)</li> <li>・水量の確保(近年若干の減少傾向)</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保(近年若干の減少傾向)</li> <li>・湧水の保全(S40年代には40数カ所→H31年時点で20数カ所)</li> <li>・水質維持、向上</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保(近年若干の減少傾向)</li> <li>・湧水の保全(S40年代には40数カ所→H31年時点で20数カ所)</li> <li>・水質維持、向上</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・学校での水辺学習の継続・新規展開</li> <li>・植樹活動の継続</li> <li>・川へのアクセス性の向上(川まつり拠点等は親水性が高いが、鋼矢板で川に近づけない区間もある)</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類が多い→魚道の確保</li> <li>・植樹活動の継続</li> <li>・川へのアクセス性の向上(川まつり拠点等は親水性が高いが、鋼矢板で川に近づけない区間もある)</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・学校での水辺学習の継続・新規展開</li> <li>・植樹活動の継続</li> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	黒目川ブロック
治水	<p>■床上浸水 218 棟、床下浸水 390 棟(近 5 年間)</p> <p>■H26 年に朝霞市で大規模な浸水被害(内水)が発生。</p>
土地利用	<p>■市街化率 81% &gt; 新河岸川全流域 (69%)</p> <p>■市街化が進展するブロック。</p> <p>■残された緑地・農地はブロック全体に分布している。</p>
水収支	<p>■表面流中間流出 44、地下水涵養 25、蒸発散 32</p> <p>※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</p> <p>■表面流出量、蒸発散量、地下涵養量の全項目で流域全体の平均値と概ね一致する。</p>
平常時の水量	<p>■主要支川比流量(黒目川) 0.056m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>(近 5 年間)</p> <p>■黒目川は上流から下流まで流量は豊富である。(ただし経年的には減少傾向)</p> <p>■昭和 40 年代には 40 数カ所あった湧水が、現在は 20 数カ所まで減少している。</p>
河川水質	<p>■BOD1.3mg/L、COD2.8mg/L(東橋、近 5 年間の 75%値)</p> <p>■BOD は全川を通して大幅に改善。</p> <p>■他支川と比較して、最も良好。</p> <p>■全窒素、全リンについて、H15 年頃までには大幅に改善。(=農地からの流出ゼロ)</p>
親水	<p>■川まつりの拠点等は親水性が高い。</p> <p>■シートパイルにより川に近付けないエリアもある。</p>
歴史文化	<p>■関東における伸銅工業発祥の地として栄えた歴史を持つ。</p> <p>■流域には先人たちの遺跡が数多く残されている。</p> <p>■市民の「水循環」の認知度は低い。</p>

＜黒目川ブロック＞の現状と課題

- 豊かで清らかなながれであり、川へアクセスできる地点では川まつり(イベント)なども開催されているが、シートパイルによって川の中まで下りられる地点が少ないことが課題である。
- 埼玉県内では特に魚種の多い河川であり、関係者の努力によって多くのアユが泳ぐ清流となったが、落差工には魚道が設置されていないため、魚類が行き来できないことが課題である。
- 東久留米の河川水は湧水への依存度が高く、湧水の保全が大きな課題である。
- 植樹活動が活発化し、整備が進んでいるため、こうした活動を今後も継続していくことが求められる。
- 落合川いこいの水辺広場では多くの保育園・学校で水辺学習が開催されており、こうした取り組みを今後も継続・新規展開していくことが求められる。

図 3-5 黒目川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-47 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：黒目川ブロック（1/4）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 15%; background-color: #e0e0ff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #e0ffe0; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #ffe0e0; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</div> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 雨水貯留・浸透施設の普及 b 内水氾濫の軽減 c 自然地の質の向上 d 流出抑制意識の啓発	1	市民	a,d イベントにおいて、雨水浸透ます、雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増
			2		a,b 調節池内の湧水状況や生物相等を調査します。	実施と賛同者の増
			3		a,b 設置された雨水浸透ます等のメンテナンスを推進します。	継続的実施
			4		a,b 雨庭づくり、多様な生物創出システムを構築します。	実施と賛同者の増
			5		a 個人宅において、雨水浸透ますの設置や宅地内貯留をおこない、その普及に努めます。	設置および継続的な維持管理
			6		b 住宅の周辺など身近な側溝等を清掃します。	継続的実施
			7		c 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続
	②水防災意識社会の実現	e 水防災意識の啓発 f 洪水時の安全な避難確保	8		e 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増
			9		f 避難行動を的確に行うためのマイタイムラインを作成します。	実施と定期的な確認
			10		f 気象情報や水位情報等のリスク情報を収集します。	平常時からの実施
			11		f ハザードマップを市民自ら確認します。	平常時からの実施
			12		f 家族や仲間で避難について話し合い、洪水時の安全な避難確保に取り組みます。	定期的な確認、実施
			13		f 水害を想定した避難訓練に参加します。	継続参加、家族、知人等のお誘い

表 3-48 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：黒目川ブロック（2/4）

		市民個人が行う取り組み		市民団体が行う取り組み		市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み	
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標	
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③地下水涵養の促進	g 地下水の保持 h 自然地の質の向上 i 雨水の利用促進 l 湧水の保全 m 瀬切れ対策の検討 n 自然挙動の調査研究	14	市民	g,l,m,n 井戸の水位調査により、地下水位の保持や湧水保全のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング	
			15		g,l,m,n 流域の樹林地と湧水を保全し、地下水の涵養に努めます。	継続的実施	
			16		g,i,l イベントにおいて、雨水浸透ます、雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増	
			17		h 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続	
	④適正な水利用の推進	g 地下水の保持 i 雨水の利用促進 j 節水の推進 k 河川水量・水質の保全	18	g,i,j 米のとぎ汁は植木に与えるなど、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			19	g,i,j 災害への備えおよび節水として、お風呂の水を常時ためておく等、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			20	i 雨水タンクを設置する等、雨水の利用を促進します。	設置および継続的な維持管理		
			21	j 節水型の製品（シャワー、トイレ、洗濯機など）を導入するなど、節水を行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			22	k 下水道未接続生活排水を無くす活動を継続します。	継続的実施		
			⑤豊かで清らかながれの確保	k 河川水量・水質の保全	23	k 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
	24	k 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。			継続参加および家族、知人等のお誘い		
	25	k 油を流さない等の生活排水対策を行い、水質の保全に努めます。			継続的実施		
	26	k 除草剤などの使用を適正に行う等、水質の保全に努めます。			継続的実施		

表 3-49 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：黒目川ブロック（3/4）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	m 河川を中心とした景観形成 n 川を活かしたまちづくり o 河川水量・水質の保全 p 生物多様性の保全	27	市民	m,o 河川周辺の清掃や草刈等をします。	継続的实施
			28		n 水環境・景観保全意識の啓発、また川へ親しみをもってもらうための冊子等を作成します。	適宜実施
			29		n 川沿いの環境整備に関して市民への啓発、行政への提案事項を検討します。	継続的实施
			30		n 川の交流会を再開し、黒目川にも「いこいの水辺」のようなものを作り、併せて 黒目川・落合川に降りる導線を作ります。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			31		n 行政へ水辺に触れられる川まちづくりを提案します。	継続的实施
			32		o,p 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
	⑦多自然川づくりの推進	o 河川水量・水質の保全 p 生物多様性の保全	33		o,p 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			34		p 動植物の調査や観察会を行います。	継続的实施
			35		p 調節池内の湧水状況や生物相等を調査します。	実施と賛同者の増
			36		p 雨庭づくり、多様な生物創出システムを構築します。	実施と賛同者の増
			37		p 特定外来生物などを防除します。	適宜実施

表 3-50 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：黒目川ブロック（4/4）

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	q 川への関心向上 r 河川環境教育の推進 s 市民団体の連携・協働 t 市民と行政、企業の連携・協働 u 水循環に関する意識の醸成 v 水害を想定した避難訓練の推進	38	市民	q 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			39		q 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
			40		q 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			41		q,r,t 川まつり等、川に関するイベントを企画・開催します。	継続実施
			42		q 水環境・景観保全意識の啓発、また川へ親しみをもってもらうための冊子等を作成します。	取り組みの維持・向上
			43		q,r,s 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	適宜実施
			44		q,r,s 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			45		q,r 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増
			46		t 河川散乱ごみの清掃、調査活動を実施すると共に、ごみを円滑に処理できる仕組みについて河川管理者に働きかけ、協働を図ります。	継続的実施
			47		t 下水道未接続生活排水を無くす活動を継続します。	継続的実施
			48		t 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			49		u 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			50		u 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			51		v 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い

表 3-51 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：黒目川ブロック（1/3）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
				★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
				★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
				★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する	①総合治水対 策の推進	a 緑地・農地の保 全、自然地の質 の向上	1	東久留米市	a 東久留米市緑地保全計画に基づき緑 地の保全を行います。	継続実施	★★☆
		b 雨水貯留・浸透 施設の普及	2	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	a 生産緑地の地区指定による緑地・農地 の保全を行います。	継続実施	★★☆
		c 下水道対策（貯 留管の整備等） の推進	3	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	a 公園・緑地の維持管理を適切に行いま す。	継続実施	★★☆
		d 流域一帯となっ た内水対策（内水 排除ポンプの整 備等）	4	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	b 公共施設および民間開発事業における 雨水流出抑制施設設置を指導します。	継続実施	★★☆
			5	東久留米市、 小平市、新座 市	b 個人住宅における雨水流出抑制施設 設置費を助成します。	継続実施	★★☆
			6	小平市	c 第二次下水道プランに基づき、下水道 （雨水）施設を効率的に整備・維持管理し ます。	継続実施	★★☆
			7	朝霞市	c 雨水幹線の整備を推進するとともに、 雨水管や排水機場などの下水道施設を 適切に維持管理します。	継続実施	★★☆
			8	新座市	c 雨水管理総合計画に基づき、下水道 （雨水）施設を効率的に整備・維持管理し ます。	継続実施	★★☆
			9	朝霞市	d 溝沼調整池、溝沼ポンプ場を整備しま す。	R7年度暫定 供用開始予 定	★★☆

表 3-52 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：黒目川ブロック（2/3）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型					
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する	②水防災意識 社会の実現	e 流域一帯となつた 防災訓練、水災に 対する危機管理 訓練 f ハザードマップ の作成・周知・見 直し g 情報収集・連絡 体制の整備 h 避難行動を促 すためのリアルタイム 情報の提供やプッ シュ型情報の発信 体制構築（水位 計の設置等を含 む） i 事前の行動計 画（タイムライン 等）の作成 j マイタイムライン の周知 k 災害用井戸の 指定・活用 l 防災教育・河川 環境教育 m 河川施設の役 割について地域 住民の理解を深 める活動 n 災害拠点病院・ 大規模工場等へ 浸水リスクの説明 と水害対策等の 啓発活動 o 自主防災組織 の活性化および 防災リーダーの 養成	★☆☆	☆☆☆	10	東久留米市、 小平市	e 水防訓練を実施します。	継続実施	★☆☆～ ☆☆☆
			11	東久留米市、 小平市	f 都作成の浸水予想区域図に基づいたハ ザードマップを作成・更新し、市HPや窓口 配布、訓練にて配布するなどにより周知 をします。	継続実施	★☆☆～ ☆☆☆		
			12	朝霞市、新座 市	f 最新の水防法に基づき更新したハザ ードマップをHP等により周知します。	継続実施	★☆☆～ ☆☆☆		
			13	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	g 雨量・水位等の情報収集体制および関 係機関との連絡体制を構築します。	体制継続	★☆☆～ ☆☆☆		
			14	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	g 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★☆☆		
			15	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	h ヤフー(株)と災害協定を締結し、アプリ 「ヤフー防災」の登録者に災害情報を提 供します。	継続実施	★☆☆～ ☆☆☆		
			16	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	h 防災無線、公式SNS、緊急速報メー ル、登録型メール、データ放送、広報車な ど多様な手段を活用した避難情報の配信 を行います。	継続実施	★☆☆～ ☆☆☆		
			17	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	i 避難情報の発令や関係機関との情報共 有のタイミングなどを事前に整理したタイ ムラインの作成・点検を行います。	継続、適宜 見直し	★☆☆		
			18	東久留米市、 朝霞市、新座 市	j HPや広報誌等でマイタイムラインの周 知を行います。	継続実施	★☆☆		
			19	東久留米市	k 震災対策井戸を指定し、水質検査を実 施します。	継続実施	☆☆☆		
			20	小平市	k 震災対策用井戸を指定します。	継続実施	★☆☆		
			21	新座市	k 災害用井戸の水質検査を実施します。	継続実施	★☆☆		
			22	東久留米市、 小平市、朝霞 市、新座市	l,m 水防災に関する出前講座を実施しま す。（依頼時に対応）	適宜実施	★☆☆～ ☆☆☆		
			23	朝霞市	l,m 防災フェア及び防災講演会を開催し ます。	継続実施	★☆☆		
			24	新座市	l 小・中学生向け防災チェックシートを作 成・配布します。	継続実施	★☆☆		
			25	新座市	n 施設が新設された場合に管理者・所有 者への説明を行います。	継続実施	★☆☆		
			26	東久留米市	o 防災関連の学習ができる「防災まちづ り学校」を開催します。	継続実施	☆☆☆		
			27	小平市	o 自主防災組織に防災資機材や訓練に 要する費用及び防災倉庫貸与等の支援、 東京都が主催する研修の周知（ホーム ページ、メールマガジン等）を行います。	継続実施	★☆☆		
28	新座市	o 自主防災組織への補助金の交付や自 主防災組織リーダー養成講座を開催しま す。	継続実施	★☆☆					

表 3-53 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：黒目川ブロック（3/3）

		行政で行う取り組み						
		情報提供型						
		双方向型						
				★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する				
				★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する				
				★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	p 緑地・農地(水田、畑)の保全(緑地の公有地化等)、自然地の質の向上(森林の手入れ等)	29	東久留米市	p 東久留米市緑地保全計画に基づき緑地の保全を行います。	継続実施	★★☆	
		q 雨水浸透施設の普及	30	東久留米市、小平市、朝霞市、新座市	p 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆	
		r 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化	31	東久留米市、小平市、朝霞市、新座市	p 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆	
			32	東久留米市、小平市、朝霞市、新座市	q 公共施設および民間開発事業における雨水流出抑制施設設置を指導します。	継続実施	★★☆	
			33	東久留米市、小平市、新座市	q 個人住宅における雨水流出抑制施設設置費を助成します。	継続実施	★★☆	
			34	東久留米市	r 地下水質調査を実施し、結果を「かんきょう東久留米」に公表します。	継続実施	★★☆	
		④適正な水利 用の推進	s 雨水の利用促進(生活用水、環境用水など)	35	朝霞市	s 家庭での雨水タンクの設置費用を補助します。	継続実施	★★☆
		⑤豊かで清らかな ながれの確保	t 老朽化した下水道管の更新	36	小平市、朝霞市、新座市	t 下水道施設のストックマネジメントを実践し、計画的かつ効率的に、予防保全型の維持管理と一体となった改築更新を行います。	継続実施	★★☆～ ★★★
	u 工場排水の規制、監視の強化(企業の環境活動の推進)		東久留米市、小平市、朝霞市、新座市		u 事業場から排出される排出水の水質調査を実施します。	継続実施		
	v 生活排水対策の推進(浄化槽の維持管理の啓発・補助など)		38	東久留米市、小平市、朝霞市、新座市	v 浄化槽の維持管理についてホームページ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆	
	w 湧水の保全		39	東久留米市	v 河川へ通じる、側溝などの道路排水への不法投棄が河川を汚濁することについて、市民などへ周知をします。	継続実施	★★☆	
			40	東久留米市	w 市環境基本計画等に基づき設置された市民環境会議の部会において、市内の河川の湧水地点の湧水量の観測を行います。	継続実施	★★☆	
			41	新座市	w 妙音沢クリーンアップ作戦を行い、緑地および豊富な湧水を保全します。	継続実施	★★☆	
3. 流域の水辺 に多くの市民が 集う水辺環境や 自然環境の形 成	⑥市民が集う水 辺環境の形成	x 桜並木の維持・整備	42	新座市	x 桜のケムシ除去や伸び枝の剪定等を随時行います。	継続実施	★★☆	
	⑦多自然川づく りの推進	y 生物多様性の保全	43	東久留米市	y 東久留米市生物多様性戦略に基づき、生態系に配慮した事業、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出を行います。	継続実施	★★☆	
4. 人と人が水 を通じてつな がりあう社会の 構築	⑧連携・協働、 市民参加、環境 学習・防災教育	z 川への関心向上	44	朝霞市	z,B,D 黒目川堤防清掃活動を実施します。	継続実施	★★☆	
		A 水環境に対する住民意識の醸成	45	東久留米市	z,C,E 環境フェスティバルにおいて、黒目川支流の落合川でタイヤを再利用したゴムボートで川下りを行います。	継続実施	★★☆	
		B 市民・市民団体・企業と行政との協働	46	東久留米市	z,A,C 市環境基本計画等に基づき設置された市民環境会議の部会において、市内の河川の湧水地点の湧水量の観測を行います。	継続実施	★★☆	
		C 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援	47	東久留米市、小平市、朝霞市、新座市	B 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆	
		D 水辺の清掃活動の実施 E イベントの開催	48	新座市	C 防災講話や図上訓練の実施、啓発物資提供などを通じた住民の訓練支援を行います。	継続実施	★★☆	

## 3.5.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-54 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：黒目川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川のイベントを広げ流域治水への関心を広げます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・土地がしっかり水を蓄えられる様に、植樹するなど、緑地を守っていきます。</li> <li>・アユや河口から多くの生きものたちが暮らせる「豊かな清流」とする水循環とします。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ拾いボランティアについて川に隣接する町会、自治会の協力体制を構築していきます。</li> <li>・河川散乱ごみの削減 効果を地元住民に河川管理者と協働で作成した川ゴミマップ等で公表し、散乱ごみ・プラゼロ宣言に結び付けます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・隣接する場所で活動している団体と連携し綺麗な水質、景観づくりを行っていきます。</li> <li>・固有種、希少種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。</li> <li>・東京都が新たに作る、黒目川・落合川合流点（下谷地区の落合川右岸）に調節池の水辺環境調査を実施します。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ拾いボランティアについて川に隣接する町会、自治会の協力体制を構築していきます。</li> <li>・市民団体の活動をより多くの人へ周知していくと共に、安全にイベントを開催できる体制を構築していきます。</li> <li>・学校での河川環境教育を支援する活動している人達と連携して河川環境・河川防災学習を継承していきます。</li> <li>・河川散乱ごみの削減 効果を地元住民に河川管理者と協働で作成した川ゴミマップ等で公表し、散乱ごみ・プラゼロ宣言に結び付けます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に継続呈示して行きます。</li> <li>・隣接する場所で活動している団体と連携し綺麗な水質、景観づくりを行っていきます。</li> </ul>

表 3-55 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：黒目川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害リスク情報周知ツールの共有および出前講座・小中学校を対象とした防災教育支援により防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な生活排水処理を推進していきます。</li> <li>・ 緑地の保全や公園、緑地の適切な維持管理、地下水の調査などに取り組んでいきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺の交流イベントを充実させていきます。</li> <li>・ ボランティア活動など、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺の清掃活動等を通じて、市民の水辺環境や水循環への意識を醸成していきます。</li> <li>・ ボランティア活動など、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。</li> </ul>

### 3.6 白子川ブロック

#### 3.6.1 概ね5年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

白子川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを設定しました。

#### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた市民と行政双方から見た白子川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-56 白子川ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・市街化が最も進展しているブロックで不浸透面積率が高く、表面流出量の割合が最も高い(表面流出 36%)</li> <li>・表面中間流出 39%、地下水涵養 30%、蒸発散 31%</li> <li>・市街化率 92% &gt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> <li>・地下水涵養(降水量の 30%)</li> <li>・水量の確保(別荘橋周辺で減少傾向が続いている)</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保(別荘橋周辺で減少傾向が続いている)</li> <li>・水質維持、向上(三園橋 BOD2.4mg/L、COD5.6mg/L)</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水涵養</li> <li>・水量の確保(別荘橋周辺で減少傾向が続いている)</li> <li>・水質維持、向上</li> <li>・魚道の整備</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川へのアクセス性の向上(下流市街地付近ではコンクリート三面張り)</li> <li>・水質維持、向上</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川へのアクセス性の向上(下流市街地付近ではコンクリート三面張り)</li> <li>・水質維持、向上</li> <li>・魚道の整備</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	白子川ブロック
治水	■床上浸水 55 棟、床下浸水 47 棟 (近 5 年間) ■他ブロックと比較して、1 洪水に対して被災する市区町村が多い。 ■白子川流域豪雨対策計画を策定。
土地利用	■市街化率 92% > 新河岸川全流域 (69%) ■市街化最も進展しているブロック。
水収支	■表面中間流出 39、地下水涵養 30、蒸発散 31 <small>※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</small> ■不浸透面積率がが高く、表面流出量の割合が最も高い。 ■地下水涵養量は降水量の 30%程度と少なくはない。
平常時の水量	■主要支川比流量 (白子川) 0.044m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> (近 5 年間) ■別荘橋の流量は現在も減少傾向が続いており、水量としても少ない。 ■下流の三園橋は、観測期間が短いですが、流量が近年増加傾向と考えられる。
河川水質	■BOD2.4mg/L、COD5.6mg/L (三園橋、近 5 年間の 75%値) ■BOD は全川を通して大幅に改善。 ■全リンについては現在までに大幅に改善 (=農地からの流出はほぼ確認できない)。
親水	■下流の市街地付近では、コンクリート三面張り護岸で親水性が低い。
歴史文化	■白子川の水はかつて生活用水やかんがい用水に利用されてきた歴史を持つ。 ■市民の「水循環」の認知度は最も低い。

#### <白子川ブロック>の現状と課題

- 下流は汽水域であり、多様な生物が生息・生育・繁殖しているが、落差工への魚道整備が整備されていないため、魚類の行き来ができないことが課題である。
- わくわくパークでは市民団体が活発に活動しているが、下流部の多くはコンクリート三面張り護岸のため、川に入れる地点があまりなく、川の様子が見えないことが課題である。
- 住民は浸水対策の推進を求めているが「水循環」への認知度はまだまだ浸透しておらず、地域との連携も少ないため、「水循環」や「水防災」への意識醸成が求められる。

図 3-6 白子川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-57 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：白子川ブロック（1/3）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>						
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	概ね5年間の目標	概ね5年間の目標
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 雨水貯留・浸透施設の普及 b 内水氾濫の軽減 c 自然地の質の向上 d 流出抑制意識の啓発	1	市民	a, d イベントにおいて、雨水浸透ますや雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増
			2		a 個人宅において、雨水浸透ますの設置や宅地内貯留をおこない、その普及に努めます。	設置および継続的な維持管理
			3		a, b 設置された雨水浸透ます等のメンテナンスを行います。	設置および継続的な維持管理
			4		b 住宅の周辺など身近な側溝等を清掃します。	継続的実施
			5		c 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続
			6		c 緑地のあり方について、行政と市民で話し合い、白子川流域本来の自然の潜在能力を引き出し、新たな白子川流域の緑をデザインします。	良好な状態の継続
	②水防災意識社会の実現	e 水防災意識の啓発 f 洪水時の安全な避難確保	7	e 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増	
			8	f 避難行動を的確に行うためのマイタイムラインを作成します。	実施と定期的な確認	
			9	f 気象情報や水位情報等のリスク情報を収集します。	平常時からの実施	
			10	f ハザードマップを市民自ら確認します。	平常時からの実施	
			11	f 家族や仲間で避難について話し合い、洪水時の安全な避難確保に取組みます。	定期的な確認、実施	
			12	f 水害を想定した避難訓練に参加します。	継続参加、家族、知人等のお誘い	

表 3-58 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：白子川ブロック（2/3）

		市民個人が行う取り組み		市民団体が行う取り組み		市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み	
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	概ね5年間の目標	概ね5年間の目標	概ね5年間の目標
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③地下水涵養の促進	g 地下水の保持 h 自然地の質の向上 i 雨水の利用促進 l 湧水の保全	13	市民	g,l 井戸の水位調査により、地下水位の保持や湧水保全のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング	
			14		g,i,l イベントにおいて、雨水浸透ますや雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増	
			15		h 白子川流域本来の動植物を基調とした生態系の回復を図ります。	適宜実施	
			16		h 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続	
			17		c 緑地のあり方について、行政と市民で話し合い、白子川流域本来の自然の潜在能力を引き出し、新たな白子川流域の緑をデザインします。	良好な状態の継続	
	④適正な水利用の推進	g 地下水の保持 i 雨水の利用促進 j 節水の推進	18	g,i,j 米のとぎ汁は植木に与えるなど、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			19	g,i,j 災害への備えおよび節水として、お風呂の水を常時ためておく等、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			20	i 雨水タンクを設置する等、雨水の利用を促進します。	設置および継続的な維持管理		
			21	j 節水型の製品（シャワー、トイレ、洗濯機など）を導入するなど、節水を行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、工夫		
			⑤豊かで清らかなながれの確保	k 河川水量・水質の保全	22	k 水質調査を実施し、水質の問題に対して解決策を模索します。	継続実施によるモニタリング
	23	k 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。			継続参加および家族、知人等のお誘い		
	24	k 油を流さない等の生活排水対策を行い、水質の保全に努めます。			継続的実施		
	25	k 除草剤などの使用を適正に行う等、水質の保全に努めます。			継続的実施		

表 3-59 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：白子川ブロック（3/3）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	概ね5年間の目標	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	m 河川を中心とした景観形成 n 河川水量・水質の保全 o 河畔林の保全 p 希少種・固有種の保護 q 生物多様性の保全	26	市民	m,n その地域の生態系や自然環境に応じた適切な草刈りや清掃を行います。	継続的実施
			27		m,o,p 白子川流域本来の動植物を基調とした生態系の回復を図ります。	適宜実施
			28		n 水質調査を実施し、水質の問題に対して解決策を模索します。	継続実施によるモニタリング
			29		n,q 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
	⑦多自然川づくりの推進	p 希少種・固有種の保護 q 生物多様性の保全	30		p 動植物の調査や観察会に関連するイベントとして、アユを放流します。	継続実施
			31		q 特定外来生物などを防除します。	継続的実施
			32		q 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			33		r その地域の生態系や自然環境に応じた適切な草刈りや清掃を行います。	継続的実施
			34		r 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			35		r 水質調査を実施し、水質の問題に対して解決策を模索します。	継続実施によるモニタリング
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	r 川への関心向上 s 河川環境教育の推進 t 市民団体の連携・協働 u 市民と行政、企業の連携・協働 v 水循環に関する意識の醸成 w 水害を想定した避難訓練の推進	36	r,s,t 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			37	r,s,u 川まつり等、川に関するイベントを企画・開催します。	継続実施	
			38	r,s 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増	
			39	u 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施	
			40	v 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施	
			41	v 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			42	w 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	

表 3-60 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：白子川ブロック（1/5）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 緑地・農地の保全、自然地の質の向上 b 雨水貯留・浸透施設の普及 c 下水道対策（貯留管の整備等）の推進 d 堆積土砂・ヘド口の浚渫	1	練馬区	a 特別緑地保全地区を保全します。	継続実施	★★☆
			2	練馬区	a 市民緑地を拡充します。	継続実施	★★★
			3	練馬区	a 特定生産緑地の指定や、生産緑地の貸借制度の活用等を推進します。	継続実施	★★☆
			4	練馬区	a 公園・緑地を整備します。	継続実施	★★★
			5	板橋区	a 区民農園の拡充を行います。	継続実施	★★☆
			6	板橋区	a 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆
			7	西東京市	a 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆
			8	練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市	b 公共施設および民間開発事業における雨水流出抑制施設設置を指導します。	継続実施	★★☆～★★★
			9	練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市	b 個人住宅などにおける雨水流出抑制施設設置費を助成します。	継続実施	★★☆～★★★
			10	西東京市	c 道路等の地下に雨水貯留・浸透施設を整備します。	継続実施	★★☆
			11	西東京市	d 暗渠となっている水路および雨水管について、土砂堆積状況を確認し、状況によって清掃します。	継続実施	★★☆

表 3-61 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：白子川ブロック（2/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	行政で行う取り組み		
					情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
					取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する	②水防災意識 社会の実現	e 流域一帯となつた 防災訓練、水災に 対する危機管理 訓練 f ハザードマップ の作成・周知・見 直し g 情報収集・連絡 体制の整備 h 住民等の行動 につながるリスク 情報の周知 i 避難行動を促す ためのリアルタイム 情報の提供やプッシュ 型情報の発信体 制構築（水位計 の設置等を含む） j 事前の行動計 画（タイムライン 等）の作成 k マイタイムライン の周知	12	練馬区、板橋 区、西東京市	e 水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			13	練馬区	e 住民向け土砂災害訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			14	練馬区	e 台風接近を想定した庁内訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			15	練馬区	e,h 地域別防災マップを作成し、訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			16	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	f 最新の水防法に基づき更新したハザードマップを全世帯に配布し、市報(区報)及びHP等により周知します。	継続実施	★★☆
			17	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	g 雨量・水位等の情報収集体制および関係機関との連絡体制を構築します。	体制継続	★★☆
			18	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	g 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★★☆～ ★★★
			19	練馬区、西東京	h 防災講話を実施します。	継続実施	★★☆
			20	練馬区	h,n,o ねりま防災カレッジ事業を推進します。	継続実施	★★☆
			21	西東京市	h ぐらしの便利帳へ「いざというときに」を掲載します。	継続実施	★★☆
			22	練馬区	h 「防災の手引」を全戸配布します。	継続実施	★★☆
			23	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	i ヤフー(株)と災害協定を締結し、アプリ「ヤフー防災」の登録者に災害情報を提供します。	継続実施	★★☆～ ★★★
			24	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	i 防災無線、公式SNS、緊急速報メール、登録型メール、データ放送、広報車など多様な手段を活用した避難情報の配信を行います。	継続実施	★★☆～ ★★★
			25	北区	j 避難情報の発令や関係機関との情報共有のタイミングなどを事前に整理したタイムラインの作成・点検を行います。	継続、適宜 見直し	★★☆
26	練馬区、板橋 区、西東京市、 和光市	j 避難情報の発令や関係機関との情報共有のタイミングなどを事前に整理したタイムラインの作成・点検を行います。	継続、適宜 見直し	★★☆			
27	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	k HPや広報誌等でマイタイムラインの周知を行います。	継続実施	★★☆			

表 3-62 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：白子川ブロック（3/5）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	行政で行う取り組み		
								情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する	②水防災意識 社会の実現	l 水害時の避難 経路の整備 m 災害用井戸の 指定・活用 n 防災教育・河川 環境教育 o 河川施設の役 割について地域 住民の理解を深 める活動 p 自主防災組織 の活性化および 防災リーダーの 養成	28	練馬区	l 要配慮者利用施設へ避難確保計画の 作成を依頼します。	継続実施	★★☆			
			29	板橋区	l 福祉施設へ避難確保計画の作成を依頼 します。	継続実施	★★☆			
			30	西東京市	l 所管課より各事業所等へ避難確保計画 の作成を依頼します。	継続実施	★★★			
			31	練馬区	m 井戸設備の維持管理、定期的な水質 検査を実施します。	継続実施	★★☆			
			32	練馬区	m 生産緑地内における防災兼用農業用 井戸等の整備費に対し、補助を行いま す。	継続実施	★★☆			
			33	西東京市	m 震災用井戸の指定を継続し、災害時の 生活用水確保・給水活動の具体的な対 策を検討します。	継続実施	★★☆			
			34	西東京市	m 震災用井戸の定期的な水質検査及び 点検を実施します。	継続実施	★★☆			
			35	練馬区、北区、 板橋区、西東 京市、和光市	n,o 水防災に関する出前講座を実施しま す。(依頼時に対応)	適宜実施	★★★			
			36	練馬区、西東京	p 自主的に防災市民活動を行っている団 体に対し活動経費の一部を予算の範囲 内で補助します。	継続実施	★★☆~ ★★★			
			37	練馬区	p 防災会等の訓練支援および区と防災会 が連携した訓練を実施します。	継続実施	★★☆			
			38	練馬区	p 防災会等に資機材を貸与します。	継続実施	★★☆			
			39	練馬区	p 出前防災講座・授業を無料で実施しま す。	継続実施	★★☆			
			40	板橋区	p 区民防災大学事業を実施し、防災リー ダーを養成します。	継続実施	★★☆			
			41	板橋区	p 住民防災組織に対し、資器材の貸与や 訓練奨励費を支給します。	継続実施	★★☆			
			42	板橋区	p 自主防災組織からの申込で、無料で防 災セミナー講師を派遣します。	継続実施	★★☆			
43	西東京市	p 防災市民組織リーダー養成講座を開催 します。	継続実施	★★☆						

表 3-63 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：白子川ブロック（4/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する					
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標	実施段階
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③地下水涵養の促進	q 緑地・農地(水田、畑)の保全(緑地の公有地化等)、自然地の質の向上(森林の手入れ等) r 雨水浸透施設の普及 s 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化 x 湧水の保全	44	練馬区	q 特別緑地保全地区を保全します。	継続実施	★★☆
			45	練馬区	q 市民緑地を拡充します。	継続実施	★★★
			46	練馬区	q 特定生産緑地の指定や、生産緑地の貸借制度の活用等を推進します。	継続実施	★★☆
			47	練馬区	q 公園・緑地を整備します。	継続実施	★★★
			48	板橋区	q 区民農園の拡充を行います。	継続実施	★★☆
			49	板橋区	q 生産緑地の地区指定による緑地・農地の保全を行います。	継続実施	★★☆
			50	西東京市	q 公園・緑地の維持管理を適切に行います。	継続実施	★★☆
			51	練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市	r 公共施設および民間開発事業における雨水流出抑制施設設置を指導します。	継続実施	★★☆～★★★
			52	練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市	r 個人住宅などにおける雨水流出抑制施設設置費を助成します。	継続実施	★★☆～★★★
			53	板橋区	s,x 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」、「板橋区地下水及び湧水を保全する条例(地下水湧水保全条例)」による地下水揚水量の規制を行います。	継続実施	★★☆
	54	板橋区	s,x 地下水・湧水の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆		
	④適正な水利用の推進	t 雨水の利用促進(生活用水、環境用水など)	55	練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市	t 家庭での雨水タンクの設置費用を補助します。	継続実施	★★☆～★★★
	⑤豊かで清らかなながれの確保	u 老朽化した下水道管の更新 v 工場排水の規制、監視の強化(企業の環境活動の推進) w 生活排水対策の推進(浄化槽の維持管理の啓発・補助など) x 湧水の保全	56	西東京市、和光市	u 下水道施設のストックマネジメントを実践し、計画的かつ効率的に、予防保全型の維持管理と一体となった改築更新を行います。	継続実施	★★☆～★★☆
			57	西東京市、和光市	v 事業場から排出される排出水の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆～★★☆
			58	北区	w 浄化槽の維持管理についてホームページ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆
			59	練馬区、板橋区、西東京市、和光市	w 浄化槽の維持管理についてホームページ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆～★★★
			60	板橋区	x 湧水量調査を実施します。	継続実施	★★☆

表 3-64 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：白子川ブロック（5/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
				★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
				★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
				★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	y 河川流量の確保・水質の保全 z 池の水質の保全	61	練馬区、板橋区	y 河川の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆
			62	板橋区	z 池の水質調査を実施します。	継続実施	★★☆
	⑦多自然川づくりの推進	A 生物多様性の保全	63	北区、板橋区	A 河川の生物調査を実施します。	継続実施	★★☆
			64	和光市	A 緑の基本計画、環境基本計画及び過去の植生等調査に基づき生物多様性や生態系の保全について検討します。	継続実施	★★★
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	B 水環境に対する住民意識の醸成 C 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援 D 環境学習施設の設置 E イベントの開催 F 市民・市民団体・企業と行政との協働	65	練馬区、板橋区、和光市	B 雨水利用や地下浸透の促進について広報誌、回覧板、ツイッターや各種イベントなどで啓発を行います。	継続実施	★★☆～★★★
			66	北区	B,C 環境学習を推進し、市民活動の担い手の育成を行います。	継続実施	★★☆
			67	練馬区	C みどりの活動団体登録制度をみどり推進課窓口での閲覧やHPにて啓発します。	登録団体の増加	★★☆
			68	和光市	C,E 夏休みジャブジャブ大会などのイベントを開催します。	継続実施	★★★
			69	和光市	C 市民が公民館やコミュニティセンターなどの会議室の使用する際、要件を満たす場合に減額や免除を行います。	継続実施	★★★
			70	和光市	C 川の国広援団について、ホームページ等による周知を検討します。	継続実施	★★☆
			71	練馬区	E 区立中里郷土の森緑地での白子川流域の自然体験プログラムを充実させます。	継続実施	★★☆
			72	和光市	E 水辺のイベントを開催します。	継続実施	★★★
			73	練馬区、北区、西東京市、和光市	F 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆～★★★

### 3.6.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-65 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：白子川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透ますの清掃を続けていきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・浸透ますの清掃を続けていきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚がすみやすい川づくりを推進していきます。</li> <li>・清掃活動の参加人員を増やし、清掃範囲を拡げていきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・生態環境再生型遊水池の建設を提案していきます。</li> <li>・固有種、希少種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川に関する関係団体の会員数を維持していきます。</li> <li>・清掃活動の参加人員を増やし、清掃範囲を拡げていきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・川の重要性、生物多様性を実感でき、守っていききたいと思ってもらえる活動（動画制作など）をおこなっていきます。</li> <li>・一滴の雨から湧水になり川を形成している、水循環を理解してもらう取り組みを推進していきます。</li> </ul>

表 3-66 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：白子川ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	・行政・市民各々で流出抑制対策の更なる推進を目指していきます。また、区市報やホームページを利用しての情報提供により、防災意識の向上を図っていきます。
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	・浸水対策および雨水貯留・浸透施設の整備により、地下水の涵養に努めていきます。
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	・自然環境を保護し、生物多様性や生態系を重視した保全の啓発を図っていきます。
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	・講座・イベント等を通じて市民の環境意識を高め、心がつながるまちを目指していきます。

### 3.7 新河岸川流域水循環アクションマップ

流域全体や各ブロックの取り組みの特徴、また、取り組みの不足などを視覚的に捉えられるよう、アクション（取り組み）の位置をマップで表現しました。

新河岸川流域水循環アクションマップは、取り組みの可視化や関係性の把握、データ更新のし易さを目的に、WebGISアプリケーションを活用して情報を公開しており、各取り組みの詳細情報（取り組み主体や取り組み内容）を確認することができます。

これを参考に、取り組みの更なる充実を図っていきます。

#### 新河岸川流域水循環アクションマップ

<https://experience.arcgis.com/experience/1c785b1396ec44ccb8e7a76fc7c42df6/>

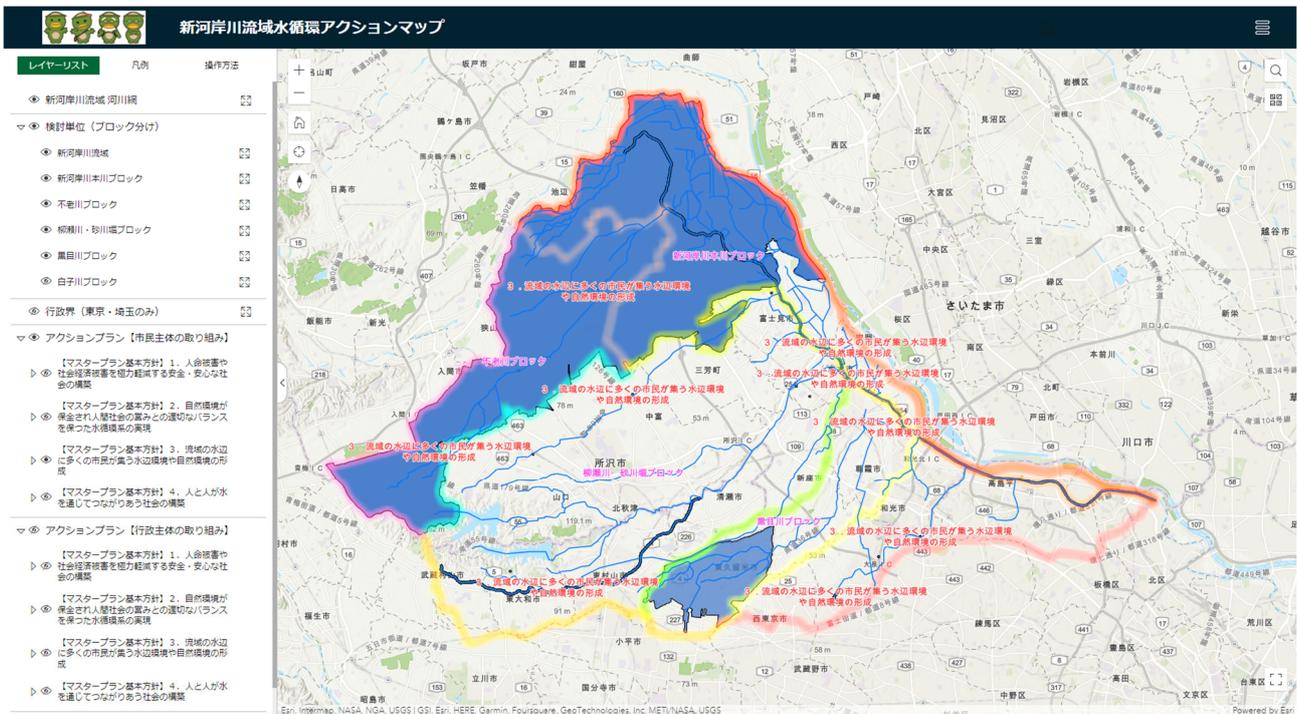


図 3-7 新河岸川流域水循環アクションマップ

## 4 フォローアップ

### 4.1 目的

マスタープラン及びアクションプランの推進にあたっては、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるように、計画・実行・モニタリング・分析を継続的に行い、必要に応じてアクションプランの更新などのフォローアップを行っていきます。

また、そのモニタリング結果や取り組みの効果を市民の皆さんへ分かり易く示すことで、水循環再生への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんの水循環回復の取り組みへの積極的な参加を期待するものです。

### 4.2 モニタリングの種類

モニタリングは大別すると次の3つの種類が挙げられます。

- ① 市民が主体となる取り組みに関するモニタリング
- ② 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング
- ③ 基礎的な流域状態量に関するモニタリング

#### (1) 市民が主体となる取り組みに関するモニタリング

新河岸川流域の状態を把握するための調査は、市民が簡単に実施できるものも多くあります。これら市民が調査可能な項目（COD、透視度、水生生物など）は、市民団体が行う活動や学校の実習、各種イベントへの参加などを通じて市民の協力を得ながらモニタリングを行っていきます。

表 4-1 市民の取り組みに関するモニタリング例

取り組み例	モニタリング例
川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	水量、水質、ゴミ量
新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	水質、生物相
井戸の水位調査により、地下水位の保持や湧水保全のためのモニタリングを行います。	地下水位
特定外来生物などを防除します。	実施回数、参加人数
調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	在来魚種、水生昆虫種、オオヨシキ生息状況
近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	実施回数、参加人数

## (2) 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング

アクションプランでは緑地維持管理、雨水浸透施設の設置など、水循環を再生するための様々な取り組みが掲げられています。行政が主体となる取り組みについて、実施状況や連携・協働の状況※を確認するとともに、毎年の検討委員会などを通じてその情報を共有していくことで活動の活性化を図っていきます。

表 4-2 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング例

取り組み例	モニタリング例
緑地の保全を行います。	保全対象緑地の公有地化面積
個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する者に補助金を交付します。	対策量(m <sup>3</sup> )、基数、件数
開発事業を行う事業者へ雨水流出抑制施設の設置を指導します。	対策量(m <sup>3</sup> )
下水道(雨水)施設を効率的に整備・維持管理します。	整備延長、整備率
水防訓練を実施します。	実施回数、参加者数、連携・協働の有無※
自主防災組織への補助金の交付や自主防災組織リーダー養成講座を開催します。	補助額、講座実施回数、連携・協働の有無※

※連携・協働が可能な取り組みのみ

## (3) 基礎的な流域状態量に関するモニタリング

河川流量や河川水質などは、水循環・水環境の面から新河岸川流域の基礎的な状態を把握するために必要な指標となります。これらの基礎的なデータの内、モニタリングに専門的技術や施設を要する流量や水質データについては、自治体において適切に把握するとともに、その調査結果を適宜公表していきます。

### 【基礎的な流域状態量に関する主なモニタリング指標】

河川流量、河川水位、河川水質(pH、DO、BOD、SS、大腸菌数等)、地下水位、地下水質、湧水量

### 4.3 モニタリング結果の報告及び計画の更新

市民や行政が行った水循環に関する取り組みのモニタリング結果は、新河岸流域水循環マスタープラン検討委員会等に報告を行います。

5年ごとに、アクションプラン計画目標の達成状況などからアクションプランを評価し、必要に応じて、アクションプランの見直しを行います。なお、評価は定量的な指標で目標達成状況を確認します。また、必要に応じて、マスタープランの見直しも行います。

このような PDCA サイクルをまわすことによって、アクションプランの取り組みの効果を検証しながら、計画の実効性の向上、水循環の健全化を図っていきます。

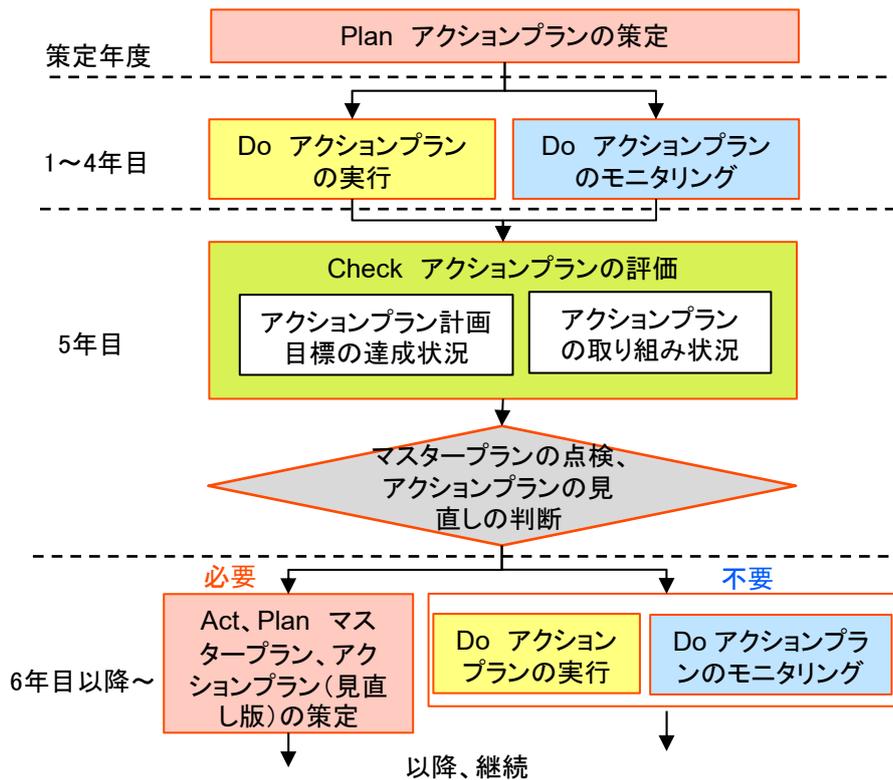


図 4-1 アクションプランのフォローアップ

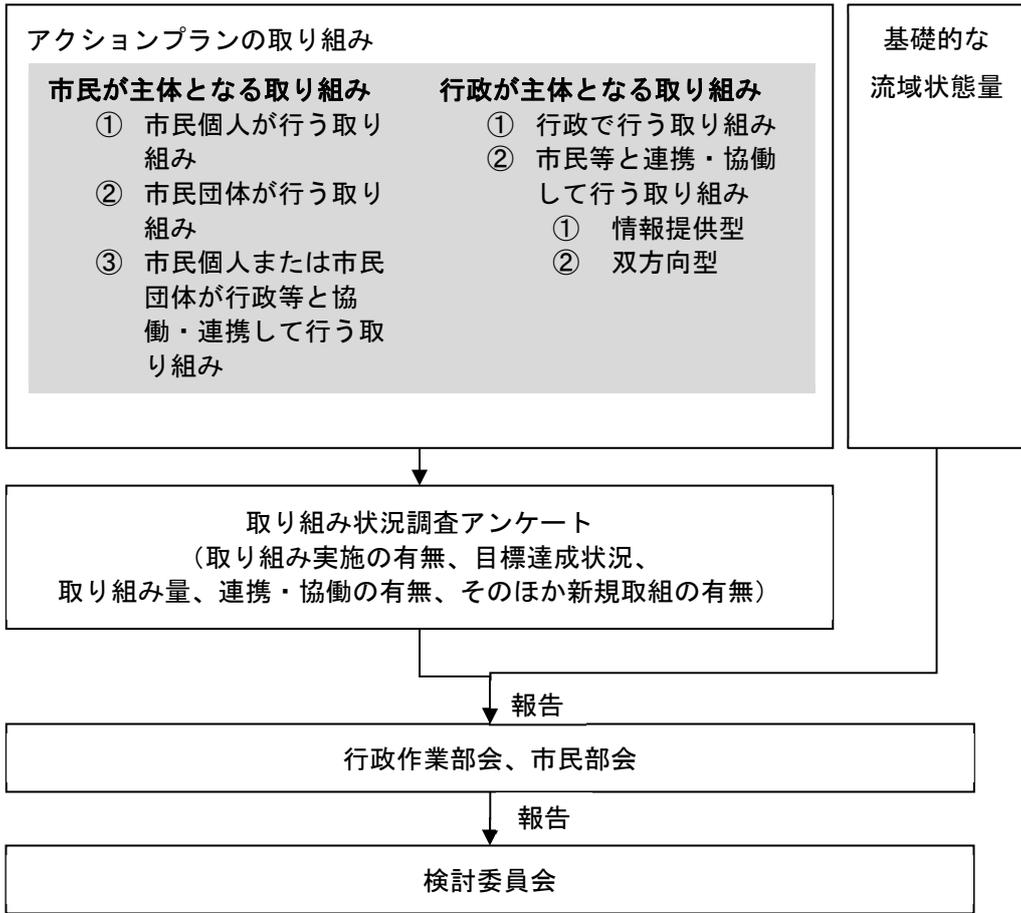


図 4-2 毎年実施するアクションプランのモニタリング（アンケートは適宜実施）

## 4.4 今後の課題

関係自治体がアクションプランの取り組みを進めるにあたって課題と感じていることを整理しました。すべてが即座に解決し得るものではありませんが、今後取り組みを促進、推進していくために、関係者皆が認識すべきものです。

- 開発行為等の指導基準に係らない建築などについては、自治体では把握できないため、雨水流出抑制の指導を行うことができない。
- 調整池等の大規模雨水浸透貯留施設の築造には、事前調査や実施設計を含め、多額の費用が必要になるため、単費で賄うことが難しい。補助の仕組みが必要である。
- 水環境の取り組みは複数部署にまたがるため、部署間の連携や調整が容易でない。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、財政状況はひっ迫している。各種政策が補助金削減の方向にあり、雨水浸透ますや雨水貯留槽の補助金も削減されていく懸念がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、回覧板やイベントが中止されるなど、思うようにいかない状況がある。啓発活動ができず広報に苦慮している。
- 条例に該当しない個人住宅等について、雨水浸透施設整備助成の申請が年々減少傾向である。浸透施設を設置する効果が目に見えないことが課題である。

## 新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会

---

<u>委員長</u>	芝浦工業大学	名誉教授	守田 優
<u>委員</u>	東京理科大学	教授	二瓶 泰雄
	東京大学	准教授	知花 武佳
	新河岸川水系水環境連絡会 代表		菅谷 輝美

さいたま市／川越市／所沢市／狭山市／入間市／朝霞市／  
志木市／和光市／新座市／富士見市／ふじみ野市／三芳町／  
北区／板橋区／練馬区／立川市／小平市／東村山市／東大和市／  
清瀬市／東久留米市／武蔵村山市／西東京市／瑞穂町／  
埼玉県／東京都／荒川上流河川事務所／荒川下流河川事務所

【代表事務局】国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課

住 所 : 東京都北区志茂 5-41-1

T E L : 03-3902-3220

U R L : [http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage\\_index061.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage_index061.html)

(新河岸川流域水循環マスタープラン HP)

---

お問い合わせ

---

**新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会 事務局**

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課

住所：東京都北区志茂5-41-1

TEL：03-3902-3220

URL：[http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage\\_index061.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage_index061.html)  
(新河岸川流域水循環マスタープランHP)